

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
通告の一元的運用に関する実証的調査研究  
事業報告書

令和４年３月

PwC コンサルティング合同会社



## 要旨

【事業の目的】児童虐待の疑いを通告する窓口を児童相談所・市町村で一元的に運用する構想に関し、その実現に向けた課題の解消を目的として本事業を実施した。

【研究方法】京都府および南丹市、千葉県および柏市の2地域4機関に協力を仰ぎ、「通告ケースの合同振り分け調査」を実施した。調査では4機関がケース情報を個人特定できない形で20件ずつ提供した。そのうえで受理の要否や緊急度の高さなどを簡易的・即時に測るチェックリストを用い、地域別に40ケースを「情報のみ残す」「予防ケース」「支援ケース」「介入ケース」4種別に振り分けた。その後、事業検討委員会にて調査結果を考察し、事業開始時に設定したリサーチクエスションへの解、および今後に向けた課題を整理した。

【研究結果】合同振り分け調査の結果について、各地域でのチェックリストによる振り分け結果を児童相談所と市で比較し、差異があったケース数を数えた。京都では差異があったケースが40件中13件あったが、結果を踏まえて話し合ったところ、13件すべてで振り分け結果が見直され、判断が一致した。次に、千葉では差異があったケースが40件中9件あったが、京都同様に話し合いを通じて振り分け直したところ、7件で柏児相、柏市の判断結果が一致した。

京都と千葉の傾向を比較したところ、4機関ともに「通告として受理し、市町村が対応する」を意味する「支援ケース」に振り分けたケースが最も多かった。持ち寄ったケースの内容が2地域で異なるものの、京都では児童相談所の方がケースの緊急性を高め判断する傾向にあり、千葉では逆の傾向が見られた。機関別に2地域を比較すると、児童相談所の結果においては、京都、千葉の双方において、支援ケースと振り分けたケースが最も多く、その他の振り分け結果の傾向も同様だった。一方、市の結果においては、南丹市、柏市で違いが見られた。支援ケースの次に多かったのが、南丹市では予防ケース、柏市では介入ケースで、緊急度の高さに対しての判断が異なっていることが分かった。

【考察】研究結果から、以下4点が導かれた。①4つのケース振り分け案は概ね児童相談所・市町村の双方にとって違和感ない振り分け先となっていた。②チェックリストの内容は市町村にとっても大きな違和感はなかった。③チェックリストを用い、市町村と児童相談所が同じ結果を導き出すことは困難であった。④通告されたケースをその時点の情報を踏まえて初期対応の担当者を振り分ける考え方に、児童相談所および市町村間に一定の共通理解を構築できた。また、合同振り分け調査及び検討委員会での議論を踏まえ、通告の一元的運用の目的が「多様化する通告ケースをより適切な対応機関に振り分けること」であると再確認された。そのうえで、通告時点での限られた情報の中で受理の要否とその機関を振り分けるため、判断の迅速性を優先した仕組みであると確認した。併せて、通告窓口の一元的運用における対応体制、対応フローについて、過年度事業で構築された案を更新した。以上を踏まえて、通告窓口の一元的運用を自治体に導入する条件および今後の課題4点も整理した。



## 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 要旨.....                           | i  |
| 1 事業背景と目的.....                    | 1  |
| 1.1 事業の背景 .....                   | 1  |
| 1.2 子ども・子育て支援推進調査研究事業での検討の経緯..... | 1  |
| 1.3 本事業の目的.....                   | 15 |
| 1.4 本事業で扱う用語等の定義 .....            | 15 |
| 2 事業概要 .....                      | 16 |
| 2.1 事業検討委員会等の開催概要 .....           | 16 |
| 2.2 調査フィールドの概要 .....              | 19 |
| 2.3 事前研修の実施概要.....                | 22 |
| 2.4 通告ケースの合同振り分け調査の実施概要.....      | 24 |
| 3 研究結果 .....                      | 29 |
| 3.1 合同振り分け調査の当日の様子 .....          | 29 |
| 3.2 合同振り分け調査の集計結果 .....           | 32 |
| 4 考察.....                         | 43 |
| 4.1 リサーチクエストの解.....               | 43 |
| 4.2 通告の一元的運用モデル案.....             | 47 |
| 4.3 通告窓口の一元的運用を自治体に導入する条件.....    | 50 |
| 5 まとめ .....                       | 52 |
| 5.1 本事業の成果.....                   | 52 |
| 5.2 今後に向けての課題.....                | 52 |
| 付録.....                           | 57 |
| 付録1 インテークチェックリスト.....             | 58 |
| 付録2 セーフティチェックリスト.....             | 59 |
| 付録3 事前研修スライド（畠山座長作成分） .....       | 60 |
| 付録4 事前研修スライド（PwC 作成分） .....       | 64 |



# 1 事業背景と目的

## 1.1 事業の背景

虐待防止に関する人々の意識の高まりなどにより、児童相談所の虐待相談対応件数は年々増加している。また、その半数を心理的虐待が占めるなど、相談内容も変化してきており、強い介入権限を用いるより、地域資源を使いながら保護者の「困りごと」に寄り添う支援が望ましいと考えられる通告も多く寄せられている現状がある。

そのような状況を受け、「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会」報告書（平成 28 年 3 月）及び、平成 28 年の児童福祉法改正法に基づく新たなビジョンを提示するためにとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会・平成 29 年 8 月）、ならびに「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめ（平成 30 年 12 月）において、児童虐待通告の第一義的な関与機関として最も適切な機関への接続機能を果たす通告窓口の一元化について指摘された。虐待通告内容の多様化に対して既存の組織体制では適切に対応しきれなくなっていること、通告件数の増加による児童相談所の業務過多という 2 点の課題の解消のために、児童相談所や市町村に多層的に存在する通告窓口を一元的に運用することで、迅速に、かつ適切な第一義的な関与機関に接続することの必要性が唱えられたと言える。また、その際、以下のような点が指摘された。

- 適切に振り分けることと迅速に対応することを両立する体制が構築可能であるかの検討が必要
- 児童相談所と市町村が共通認識を持って取り組むことが重要
- 政令市・特別区・中核市といった児童相談所と市町村が同じ自治体の方が都道府県設置児童相談所と比較して実現しやすい

以上を踏まえ、令和元年度、2 年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業において、まずは通告の一元的運用が実現可能か否かを検討するため、児童相談所に寄せられる通告等について、新規に開発したチェックリストを用いケースの振り分けシミュレーションが実施された。

## 1.2 子ども・子育て支援推進調査研究事業での検討の経緯

### 1.2.1 3 年間の事業の変遷

厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「通告の一元的運用」における 3 年間の事業におけるリサーチクエスチョンや実施事項、成果物などの概要は、表 1 の通り整理される。

表 1 厚生労働省子ども子育て支援推進調査研究事業「通告の一元的運用」に関する検討経緯

|                   | 令和元年度                                                                                                                                                         | 令和2年度                                                                                                                                                   | 令和3年度                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 背景                | 要保護児童の通告先として市町村と児童相談所があり、「社会保障審議会児童部会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめで「希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する」と示されたこと |                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                              |
| Research Question | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告窓口の一元的運用とはどのような形か</li> <li>・ 通告窓口の一元的運用は可能か</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度研究のモデル案（体制、フロー、チェックリスト）が、都道府県においても有効か</li> <li>・ モデル案の見直し版はどのようなものか</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つのケース振り分け案が児童相談所・市町村の双方にとって違和感ない振り分け先となっているか</li> <li>・ チェックリストの内容は市町村にとって違和感ないか</li> <li>・ チェックリストを用い、市町村と児童相談所が同じ結果を導き出せるか</li> <li>・ 合同振り分けを通じて、通告の一元的運用に対して児童相談所および市町村間に共通理解を構築できるか</li> </ul> |
| 成果物               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデルチェックリスト</li> <li>・ モデル体制案</li> <li>・ モデルフロー案</li> <li>・ 事業報告書</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前提となる考え方</li> <li>・ モデルチェックリスト（更新版）</li> <li>・ モデル体制案（更新版）</li> <li>・ モデルフロー案（更新版）</li> <li>・ 事業報告書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前提となる考え方</li> <li>・ モデルチェックリスト（更新版）</li> <li>・ モデル体制案（更新版）</li> <li>・ モデルフロー案（更新版）</li> <li>・ 事業報告書</li> </ul>                                                                                      |
| 実施事項              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行研究調査</li> <li>・ 中核市ヒアリング</li> <li>・ 通告窓口の一元的運用シミュレーション（1自治体）</li> <li>・ 検討委員会での検討</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告の一元的運用シミュレーション（2自治体）</li> <li>・ 検討委員会での検討</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所および市町村での合同振り分け（2自治体）</li> <li>・ 検討委員会での検討</li> </ul>                                                                                                                                           |
| フィールド             | <b>【政令市】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡市こども総合相談センターおよび中央区・早良区</li> </ul>                                                                     | <b>【都道府県】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県柏児童相談所および柏市</li> <li>・ 京都府家庭支援総合センターおよび南丹市</li> </ul>                                         | <b>【都道府県】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県柏児童相談所および柏市</li> <li>・ 京都府家庭支援総合センターおよび南丹市</li> </ul>                                                                                                                              |

令和元年度には、まずは一元的運用が比較的实现しやすいと考えられる政令市設置児童相談所をフィールドとして、一元的運用のモデル案の構築および一元的運用が実現可能であるかという問いに答えることを目的に、通告の一元的運用のシミュレーションが行われた。この際、一元的運用のモデル案を構築するにあたっては、北米で導入されている区分対応システム（Differential Response : DR）の考え方を参考とした。DRについての詳細は、「1.2.2 Differential Responseと米国における虐待対応の考え方」を参照いただきたい。そして、シミュレーションの結果や検討委員会での検討を踏まえ、通告窓口の一元的

運用における 1. 前提となる考え方、2. 振り分け方、3. 対応体制、4. 対応フローの 4 つのモデル案が構築され、特に、振り分け方については、4 つのケース振り分け案が作成された。そして、通告の一元的運用は可能であるという結論が導かれた。

また、令和 2 年度には、都道府県設置児童相談所と市町村のペア 2 つをフィールドにシミュレーションが行われ、通告窓口の一元的運用における 1. 前提となる考え方、2. 振り分け方、3. 対応体制、4. 対応フローの 4 つのモデル案の更新版を示された。さらに、実現に向けては、児童相談所および市町村の共通理解の構築が最優先検討課題であることが示された。背景に、体制整備にあたっては、地域全体でどのような相談が寄せられているかを児童相談所と市町村がお互いに把握することから始めなければ、実務に即した体制を整備するのが難しいと考えられたことがあった。そして、通告の内容や各機関の対応状況を明らかにすることで、振り分けルールや通告窓口の人員構成などを地域の実情を踏まえて設定でき、また業務の精査を通じて協働相手としての相互理解も進み、子どもの最善の利益のために地域としてどのような対応をすべきか検討できると考えられた。このように、児童相談所と市町村がコミュニケーションをとりながら共有すべき価値基盤を整えていくことを期待し、児童相談所および市町村の共通理解の構築が最優先課題として示された。

### 1.2.2 Differential Response と米国における虐待対応の考え方

令和元年度に一元的運用のモデル案を構築するにあたっては、北米で導入されている区分対応システム（Differential Response : DR）の考え方を先行研究とした。米国が辿ってきた虐待対応の文脈、つまり虐待とは言い切ることのできないケースも含む多様なケースが通告されるようになったことに対応する必要があった状況が、近年の日本における虐待対応に関する状況に共通する部分があったためである。DR については、本事業の検討委員会の座長である畠山由佳子氏の「日本における児童虐待ケースに対する区分対応システムの開発的研究」（平成 25～27 年度 学術研究助成金基金（基盤研究 C）助成）の中間報告・最終報告で示された内容を基に整理した。整理した内容は、表 2、図 1 の通りである。

表 2 DR の考え方の概要<sup>1</sup>

区分対応システム（DR: Differential Response）を本事業の先行研究として参照するにあたって、まず、米国における虐待対応の考え方が形成されてきた文脈を理解する必要がある。従来、米国での虐待対応は「調査介入型」であった。しかし、1990 年代半ばまでに通告ケースは年間 300 万件ほどにのぼり、「調査介入型」だけでは多様なケースに対応しきれなくなっていた。これを背景に、多様なケースに対応するため、既存の児童保護システムからのパラダイムシフトとして生まれたのが DR である。したがって、DR の定義は「通告された児童虐待・ネグレクトケースの対応プロセスにおいて『調査介入型対応』以外に 1 つ以上の対応が用意されているシステム」とされている。多様なケースに対して多様な対応をするため、DR ではインテーク直後や介入前などのタイミングでアセスメントを行い、意思決定したうえで対応のための行動を取っている。

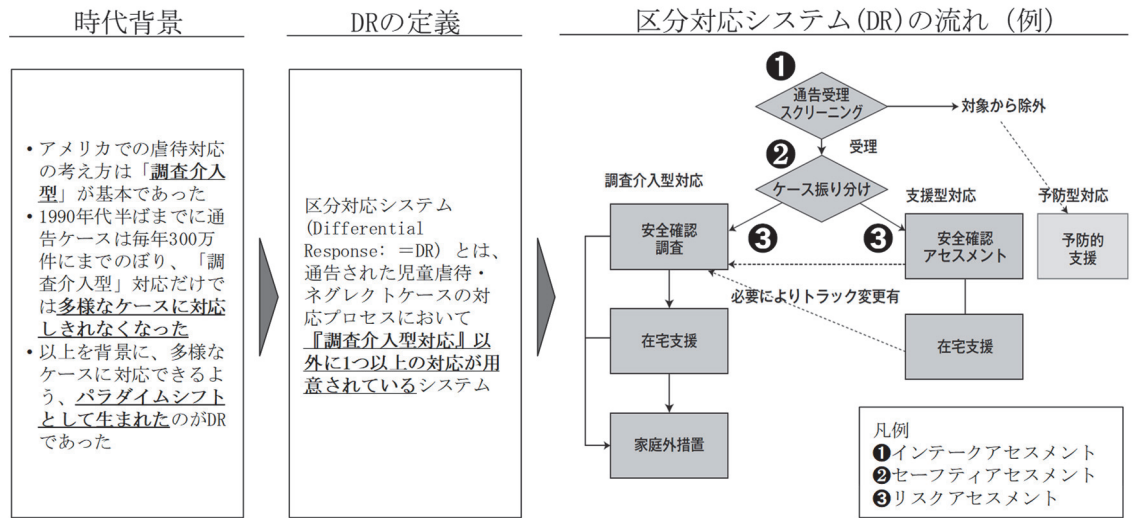
近年、日本においても通告の増加に伴い、様々なケースへの対応が迫られている。畠山氏は、「DR の目標はあくまでも、児童虐待通告・相談ケースに対して『安全確保』を最優先としながら、可能なケースに対しては地域で家族を維持することを目的に置いた支援につなげることである。通告制度だけを充実させて、幅広い内容のケースに対して早期発見に努めたところで、支援につながらなければ安全確認のみで終わってしまうことになる。なるべく早く家族を巻き込み、家族の動機付けを高めたほうが、支援が成功する可能性が高いことは多くの調査で証明済みである。家族に対する対応を通告内容や家族の履歴性に拠って振り分けることで、家族に必要な支援が届くことにつながる」としている。

加えて、「DR における振り分けは便宜上のものであってはいけない。例えば、担当ケースが多いからとか、勤務時間に制限があるとか、土日時間外の分を他部署や他機関が担当するということは本研究で目指す区分対応システムではない。あくまでもケースの内容を吟味し、評価した後に異なる対応に振り分けるということを目的としたものでなくてはならない。（最終報告書；p 113）」と述べている。

さらに、「児童虐待対応システムはそもそも何を目的にして対応しているのかを考えたとき、子どもの安全を確保することのみではなく、家族を支援することである。莫大な通告の中に埋もれてしまう支援が必要なケースを、なるべく効果的に支援につなげるための機能こそが、現在の一边倒の対応となっている日本の通告対応システムに必要であり、そのシステムこそが DR なのである」と述べ、日本における DR の導入検討の必要性を主張している。

<sup>1</sup> 令和 2 年 3 月 PwC コンサルティング合同会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業』」より引用

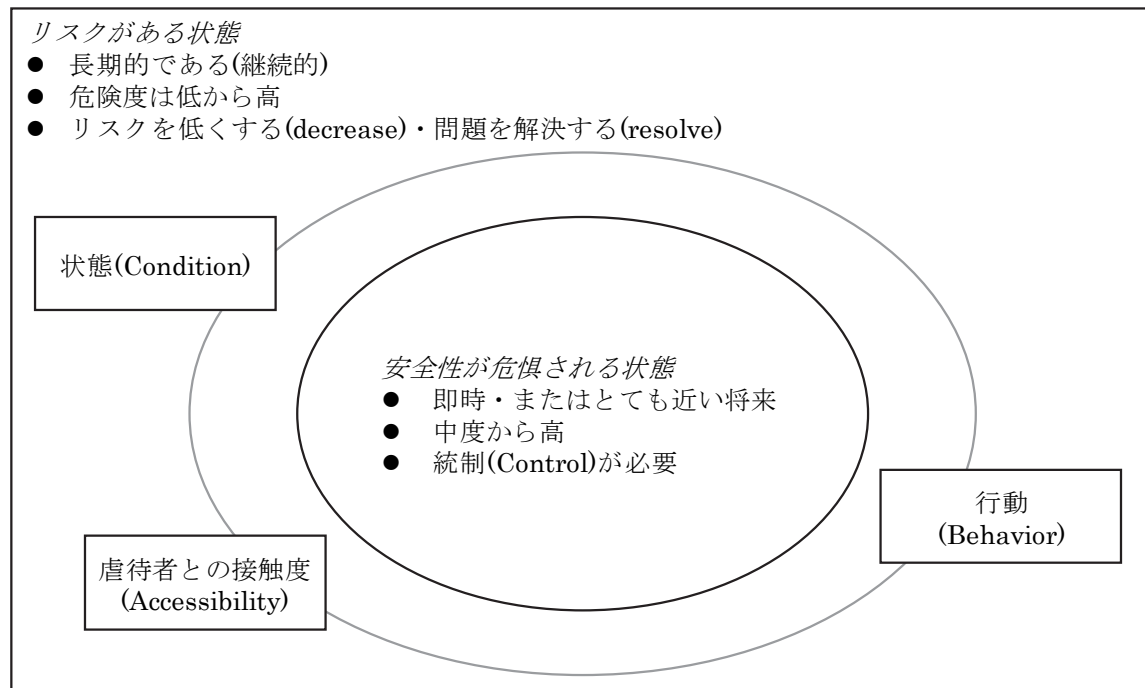
図 1 米国の DR の概要<sup>2</sup>



<sup>2</sup> 令和2年3月 PwC コンサルティング合同会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業』」より引用

また、虐待通告として受理するケースの振り分けの基本的な考え方としては、図 2 の通り、米国において DR で実践されるリスクとセーフティについての概念を基にした。リスクがある状態とは、危険度が低いものから高いものまで含め、長期的に危険がある状態を指し、そのリスクを低くしたり、問題を解決したりすることが求められる。一方、セーフティが危惧される状態とは、即時またはとても近い将来に中度から高度の危険がある状態で、状態への統制が求められる。

図 2 リスクがある状態と安全性が危惧される状態<sup>3</sup>



安全性 (Safety) とは：収集された情報をアセスメントすることにより家庭または親権をもつ者のケアを受ける子どもが即座に（または近い将来）、中度から高度の危害を受けることがないと考えられる状態

- リスクがある状況→サービスプラン（援助計画）
- 安全性が危惧される状況→セーフティプラン・緊急保護

なお、先行研究では、DR と虐待通告として受理するケースの振り分けの基本的な考え方を整理したが、本調査研究は、先行研究で明らかにしたモデルを日本で再現することを目的にしたものではない。米国と日本では、文化や法制度といった検討の前提が大きく異なると考えられるため、米国の枠組みをそのまま実装するのが適さない可能性があることに留意が必要である。DR から学べることは、「価値や理念の共有が最初に明確にあり、そのうえでシステムを構築している」点にある。

DR や米国の虐待対応の変遷に関しては、付録 3 の畠山氏による研修の資料でも視覚的にまとめられているため、参照いただきたい。

<sup>3</sup> 令和 2 年 3 月 PwC コンサルティング合同会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業』」より引用。Illinois DCFS リスクアセスメント研修テキストより抜粋したもの

### 1.2.3 これまでの通告の一元的運用のモデル案

令和2年度までの事業において検討されたモデル案について、以下で述べる。なお、今年度の事業を通じて更新したモデル案については、本報告書の「4章考察」で述べる。

通告の一元的運用モデルは、1. 前提となる考え方、2. 振り分け方、3. 対応体制、4. 対応フローの4つの要素から成るものと考え、検討を進めてきた。要素1つずつについての検討結果は以下の通りである。

#### 【1. 前提となる考え方】

まず、「通告の一元的運用」が指す言葉の定義と、その実施の前提について述べる。令和元年度事業で示した通告窓口の一元的運用の定義と実施の前提を、令和2年度事業において検討委員会での議論を踏まえ、表3、表4の通りに更新した。令和2年度で更新した箇所が、**斜体太字**の部分である。

表3 令和2年度事業の結果から示された、「通告窓口の一元的運用」の定義

通告窓口の一元的運用とは、「一つの**通告窓口**に**寄せられる通告等**を、**子ども自身の安心・安全を守るため、そしてそのために必要かつ適切な対応に迅速につなげるために、共通したルールのもと**、限られた情報とリソースの中で**仮説的に初期対応の主担当を振り分けることである**。具体的には、セーフティの問題があり、安全マネジメントを行うべき児童相談所が対応するのが望ましいのか、セーフティの問題がなく、当面の安全マネジメントの必要がないものの、リスクアセスメントおよびニーズアセスメントを行い、家庭を支援する市町村が対応するのが望ましいのか選ぶことである」と定義づけられる。

表 4 令和 2 年度事業から示された、通告窓口を一元的に運用する前提

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治体（市町村）に虐待対応・安全確認訪問の知識およびスキルが備わっている</li> <li>② 自治体（市町村）と児童相談所の間で、それぞれの役割について合意が取れている</li> <li>③ 児童相談所と市町村いずれに振り分けた場合も、<b>子どもの安全を優先させた対応を行う</b></li> <li>④ 自治体（市町村）と児童相談所の間で、いつでも送致しあえる（「振り戻し」<sup>4</sup>できる）状態である</li> <li>⑤ 振り戻しの条件が明確である</li> <li>⑥ スクリーニング基準であるチェックリストは、<b>プロトタイプを基に、地域の実態に合わせて項目を加除・修正する必要がある</b>。また、その内容は常に見直され更新がかけられていくものである</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

ここでは、一元的な通告窓口での振り分けが、仮説的に初期対応の主担当を振り分けるという役割に留まることを理解しておく必要がある。つまり、通告窓口での振り分けがその後の長期的な主担当を決定するものではないこと、そして、通告がなされた時点で得られる情報が限られている中で迅速に判断する必要があることから、あくまで仮説的な振り分けしかできないことへの理解である。したがって、一元的な通告窓口での振り分け後も、調査の進展等によって送致の仕組みを使ってケースの主担当が変わることはあり得る。

## 【2. 振り分け方】

次に、通告窓口でケースを振り分けた結果にあたるケース種別について述べる。

令和元年度事業で整理した通告対応フローは、「通告受理の可否」と「受理機関」を2段階で判断し、ケースを振り分けるものであった。つまり、振り分けた結果は「通告としては不受理」「通告として児童相談所が受理」「通告として市町村が受理」という3種類としていた。一方、令和2年度事業においては「通告を受理するかどうか」ではなく、「子どもの安心・安全に心配がある場合、いずれかの機関が、間接を含む安全確認、訪問、面談等の対応を行うこと」が最も重要であるという考えの下で、誰が、どのように対応することが望ましいかという観点から検討した。そのため、新たに振り分けケース案を作成した<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 振り戻しとは、ここではアセスメントを実施した上で送致等で主担当変更ができる意味とする

<sup>5</sup> 参考：畠山由佳子「日本における児童虐待ケースに対する区分対応システムの開発的研究」

4種類の振り分けケースは、①情報のみ残す<sup>6</sup>、②予防ケース<sup>7</sup>、③支援ケース<sup>8</sup>、④介入ケース<sup>9</sup>で、具体的な内容は、表5の通りである。なお、振り分けケースはあくまで案であることに留意する必要がある。特に、①と②の使い分けや、②と③の使い分け、各ケースにおいて望ましい具体的な対応手順などについては、今後継続的な検討が求められるとした。

表5 振り分けケース案

| 種別      | ケースの内容                                          | 主担当 <sup>10</sup> | 想定される具体的なケース                                                                                                                                   | 補足                                                         |
|---------|-------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①情報のみ残す | 対応不要・対応不可が明らかである状態                              | —                 | ・子どもの特定ができない<br>・（地域によっては）既に児相や市町村が対応している継続ケース等                                                                                                | 実質、通告としては不受理                                               |
| ②予防ケース  | 放っておくと子どもの安心・安全が阻害されるリスクが生まれる可能性がある状態           | 市町村               | ・聴こえる回数を問わず、子どもの泣き声のみ<br>・家庭内の軽度の怪我によって保護者が119番したことで警察が通告した <sup>11</sup>                                                                      | 実質、通告としては不受理。<br>時間枠にとらわれずに、何らかの対応を行う可能性が高い                |
| ③支援ケース  | 子どもの安心・安全が阻害されるリスクが継続してある状態や、根底に慢性的なニーズがありそうな状態 | 市町村               | ・泣き声、夫婦喧嘩等以上の何かが背後にあることが考えられるような場合。単発のケースだけではないと考えられるケースで、警察がすでに直接安全を確認しているようなケース<br>・差し迫って強い介入を必要とするような状況ではなさそうだが同じような現象が繰り返し目撃され通告されているような状況 | 「通告受理」。48時間ルールが適用され、安全確認をはじめとした対応を行う                       |
| ④介入ケース  | 差し迫って重度の障害や生命の危機にあう可能性＝セーフティの問題がある状態            | 児童相談所             | ・保護者を伴わない乳幼児の放置<br>・少しでも性的虐待の疑いがある<br>・子ども自身が一時保護に了承していたり、保護を求めるほどに帰宅を拒否<br>・そのほか、セーフティチェックリストの計9項目にあたるケース                                     | 「通告受理」。48時間ルールが適用され安全確認をはじめとした対応を行う。また介入権限を行使する必要がある可能性が高い |

<sup>6</sup> 「情報のみ残す」とは、すぐに対応することはないが、通告された内容等をデータで蓄積しておくことを指す。

<sup>7</sup> 「予防」とは、子どもの安心・安全が阻害されることを予防することを指す。

<sup>8</sup> 「支援」とは、子どもの安心・安全が阻害されるリスクを減らすまたは無くすために、保護者のニーズを探りながら対応することを指す。

<sup>9</sup> 「介入」とは、子どもの安心・安全が阻害されている状態を改善するため、保護者のニーズに拘わらず、親子分離の可能性も視野に入れて対応することを指す。

<sup>10</sup> 主担当について、児童相談所と市町村のいずれかが中心となってもう一方がサポートすることもあれば、児童相談所と市町村のいずれかがほぼ単独で対応することも想定する。

<sup>11</sup> 主に京都府が受理しているもので、子どもが家庭内事故等で受傷し、保護者が119番し救急要請した際に、子どもが怪我をした場面を第三者が目撃していないこと等により、身体的虐待の可能性を否定できないとして、警察から児童相談所に書面通告がなされているものを指す。

以上のような振り分けケースは、表 6 の通り、児童福祉法や通知等で定められている児童相談所における児童虐待に関する規定を踏まえて作成された。なお、市町村も市町村子ども家庭支援指針等に定められた規定を踏まえ子ども家庭福祉の業務を行っている<sup>12</sup>が、令和 2 年度事業においては、児相が適用している指針等で検討を行った。

また、検討委員会では、福祉行政報告例での相談種別や要保護児童対策地域協議会でのケース登録種別を表 5 での各振り分け種別に当てはめるとわかりやすいのではないかという意見が挙げられた。しかし、既存のケース振り分け種別や、簡易なケースイメージを示すと、そのイメージが固定化し、適切な振り分けを妨げる恐れがあるとの意見も挙げられた。通告窓口の一元的運用は子どもや家庭が抱える課題を踏まえてケースを振り分けることであるため、あえて相談種別やケース登録種別に当てはめることはしなかった。

---

<sup>12</sup> 市町村の役割については、平成 16 年の児童福祉法改正により、平成 17 年 4 月から、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することとなった。

また、児童相談所運営指針には、「このように児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。」と記載されており、市町村が第一義的な児童家庭相談窓口を担っていることが前提とされている。

さらに、平成 29 年 3 月 31 日通知の「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）により、市町村における子ども家庭支援の役割が、「その実施に当たっては、市町村が中心となって、子どもの権利を守るための責務を果たしていくことが重要であるため、都道府県（児童相談所など）、その他の関係機関と緊密な連携を図ることなくしては、十分な支援は期待しえないことに留意し、都道府県（児童相談所）との関係ではあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、その上で、他の関係機関との連携及び役割分担について具体的項目を明示的に確認し合って支援を継続的に行っていくことが重要である。」と明示された。

表 6 枠組み作成の際に参考にした主に児童相談所における虐待対応に関する規定等

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「通告」を受ける機関は、児童虐待防止法上、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所」とされる。</li> <li>・ 「通告受理」基準に関しては、「子ども虐待対応の手引き」にて「虐待が疑われる事例や、将来虐待にいたる可能性の高い事例等も、児童相談所や市町村が相談や情報提供等を受けたことをもって通告として受理する」とされている。</li> <li>・ 「通告受理」することで発生する児童相談所の義務（＝必ず取る対応）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原則 48 時間以内の安全確認（虐防法 8 条、児童相談所運営指針、子ども虐待対応の手引き、通知<sup>13)</sup></li> <li>- 通告者の個人情報保護（虐防法 7 条）</li> </ul> </li> <li>・ 「通告受理」後の児童相談所の権限（＝必要に応じて取る対応）は、以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一時保護（児福法 33 条）</li> <li>- 出頭要求（虐防法 9 条）</li> <li>- 立入調査（虐防法 9 条） 等</li> </ul> </li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

既に述べた通り、インテーカーによるケース振り分けは、限られた情報とリソースの中で判断しており仮説的であることと、初期対応の結果、振り分けケースの主担当の変更が必要な場合も<sup>14</sup>あることにも留意が必要である。

以上の振り分けを行うため、振り分け担当者が使用する共通の判断ツールとしての「チェックリスト」を用意した。既に、虐待対応の方針を検討するためのツールとしては一時保護のアセスメントシート<sup>15</sup>等を国が公開しているが、通告の一元的運用の重要な概念となる「共通したルールのもと、限られた情報とリソースの中で仮説的に初期対応の主担当を振り分けること」の実現のためには、その概念に基づいて新たにチェックリストを作成することが適切と考えたためである。

令和元年度に作成したチェックリスト案は、令和 2 年度事業でも検討を重ねて更新を行った。また、チェックリストは、あくまで「プロトタイプ」とであると位置づけられた。なぜなら、虐待対応の方針や通告される内容の特徴には地域差があり、地域の実態に合わせて加除・修正が必ず必要になると考えられたためである。令和 2 年度事業で更新したチェックリストを本事業の合同振り分け会議で用いたため、チェックリストの内容や使い方等の詳細は後述する。

<sup>13</sup> 令和元年 6 月通知「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」

<sup>14</sup> 現在の児童相談所からの市町村への事案送致および市町村から児童相談所への事案送致を含む。

<sup>15</sup> 子ども虐待対応の手引き 第 5 章一時保護「表 5-2 一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を指す。

### 【３．対応体制・組織図】

通告窓口の一元的運用を実施するための組織について、モデル案が２つ整理された。モデル案①は図３の通りで、すべての通告を１つの通告窓口で受けるという「完全一元化」モデルである。モデル案②は図４の通りで、学校・保育所等の関係機関からの通告は市町村も受け付けるという「一部一元化」モデルである。モデル案①の方が、通告の受付窓口が一か所に集約されているため、通告者からみると相談先がわかりやすく、最も適切な機関への接続機能の向上も見込まれる。一方、モデル案②は、関係機関がもともと市町村と情報連携をしていた家庭や子どもについて、直接市町村に通告ができ、スムーズな対応に繋がる可能性があるというメリットがある。

図３ 通告窓口の組織体制モデル案①【完全一元化】

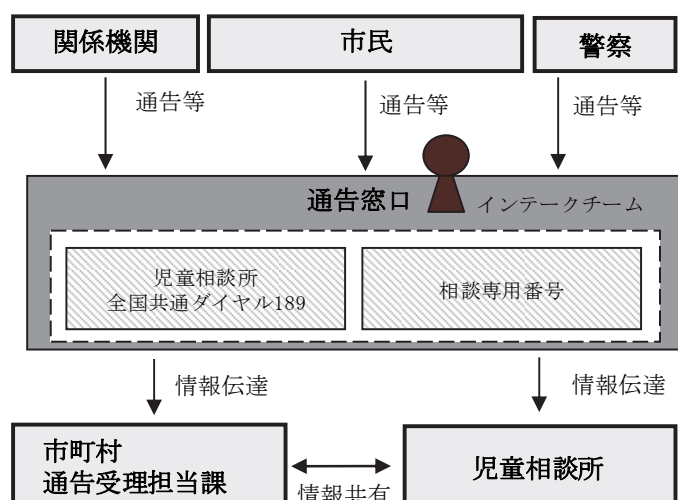
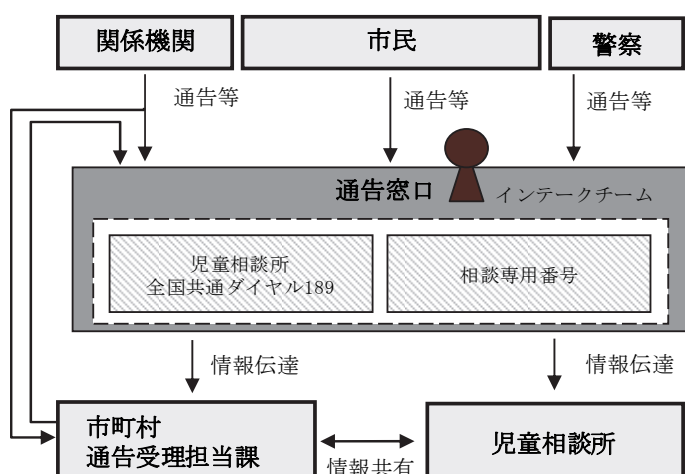


図４ 通告窓口の組織体制モデル案②【一部一元化】



また、組織体制モデル案について、特に以下のことが示された。

1点目が、インテークおよび振り分けの定義である。令和2年度事業では、「インテーク」は通告時に通告者の見聞きした内容や懸念を聞き取ることを指し、「インテーカー」はインテークを行う人を指すこととした。また、「振り分け」は、聞き取った内容を基に通告されたケースを適切なケース種別に振り分けること、「振り分け者」は振り分けを行う人を指すこととした。「インテーカー」と「振り分け者」は、別の人が担う場合もあり、「インテーカー」および「振り分け者」がインテークや振り分けを行う組織を、「通告窓口」と呼ぶこととした。

2点目に、通告窓口で振り分ける対象ケースである。通告窓口で受け付け、どのような対応をすべきか振り分ける対象ケースについては、現在通告窓口となっている電話番号に寄せられた相談と想定した。通告窓口で振り分ける対象とする電話・連絡については、現実的な運用に向けて詳細な検討が求められる。

3点目に、インテーカーの人数および要件である。まず、既に児童相談所が行っているように、振り分けは個人ではなくチームによって行われることも考えられるとの意見が挙げられた。インテーカーがチェックリストでケースを振り分け、その後チェックリストの振り分け結果をチームで確認したり、ダブルチェックするために振り分けチームが必要となったりする可能性が考えられる。なお、インテークしたケースを公正に振り分けるにあたっては、振り分けに携わるチーム全員の視点が一致していることが大切である。振り分けチームのあり方については、引き続き検討が必要であるが、振り分けチームの要件について挙げられた意見を、表7の通り整理した。

表7 振り分けチームの要件として挙げられた意見

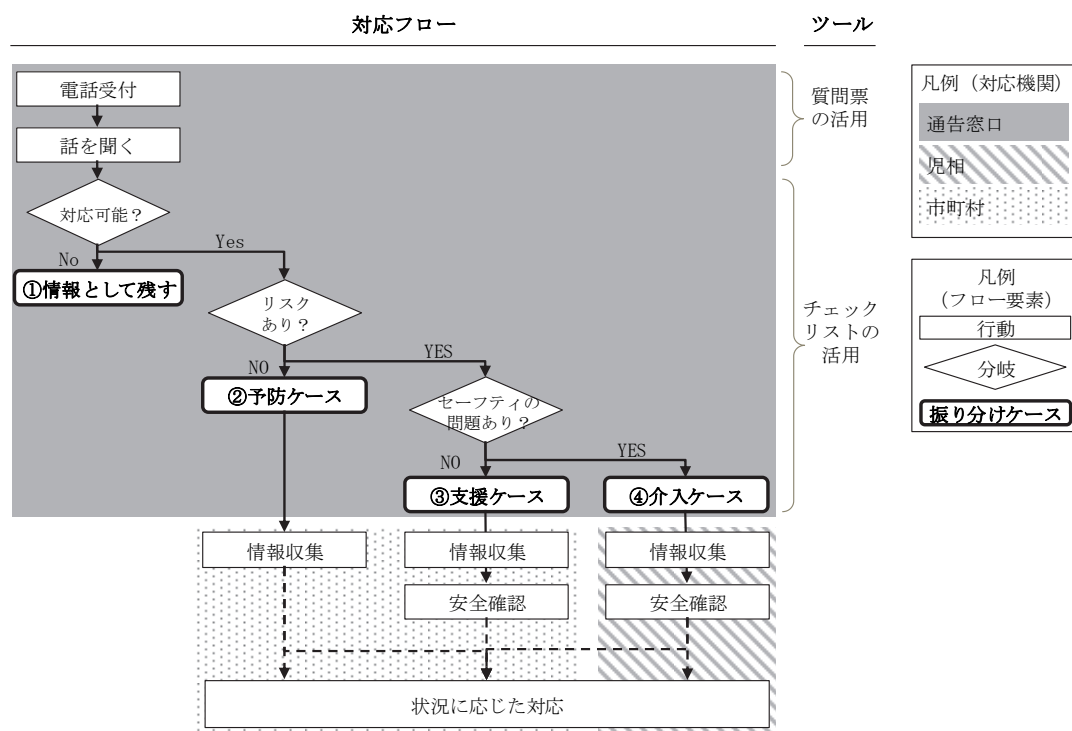
- |                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① チームは複数メンバーで組成する</li><li>② チームには、市町村での対応経験・児童相談所でのインテーク経験や対応経験を含む、複数の専門性や経験がある状態とする</li><li>③ チームが所属する通告窓口の組織には、中立性を持たせる<sup>16</sup></li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<sup>16</sup> 児童相談所や市町村が組織の管轄主体となった場合に、どのように組織に中立性を持たせるのかは要検討。

#### 【4. 対応フロー】

令和元年度事業で示した通告窓口の一元的運用の対応フロー案を、令和2年度事業では検討委員会での議論等を踏まえ、図5の通りに更新した。

図5 通告対応フローのモデル案



通告窓口で前述したチェックリスト等のツールを用い、4つのケース種別に振り分け、そしてその後の初期対応を児童相談所と市町村のいずれかが対応する流れが示された。ここでは、通告窓口による振り分けがあくまで仮説的な初期対応の主担当の振り分けであることから、情報収集や安全確認を経た後にその主担当機関が変更する可能性も示されている点を正しく理解しておく必要がある。

### 1.3 本事業の目的

「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告の一元的運用に関する実証的調査研究事業』」報告書で示された今後の課題のうち、通告の一元的運用の実現に向けて最も優先度の高い課題として示されたのが「児童相談所および市町村の共通理解の構築」であったことを踏まえ、本事業ではこの課題に取り組むこととし、以下4つをリサーチクエスションとして設定した。

- ① 4つのケース振り分け案が児童相談所・市町村の双方にとって違和感ない振り分け先となっているか
- ② チェックリストの内容は市町村にとって違和感ないか
- ③ チェックリストを用い、市町村と児童相談所が同じ結果を導き出せるか
- ④ 合同振り分けを通じて、通告の一元的運用に対して児童相談所および市町村間に共通理解を構築できるか

本事業の目的は、合同振り分け調査を通じて上記4つのリサーチクエスションの解を導き、事業報告書にその経過と解をとりまとめることである。

### 1.4 本事業で扱う用語等の定義

本事業報告書の内容を正しく理解いただくため、報告書内で用いる言葉のうち特に重要と考えられるものについて以下の通り定義する。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>DR：1.2.2 で述べた通り、北米で導入されている虐待対応のための区分対応システム、Differential Response を指す。</p> <p>インテーク：通告時の聞き取りを指す。</p> <p>インテーカー：インテークを行う人を指す。</p> <p>振り分け：聞き取った内容を基に通告されたケースを適切なケース種別に振り分けることを指す。</p> <p>振り分け者：振り分けを行う人を指す。便宜上「インテーカー」が「振り分け者」を兼任することもあれば、「インテーカー」と「振り分け者」を別の人が担う場合もあると想定する。</p> <p>通告窓口：「インテーカー」および「振り分け者」がインテークや振り分けを行う組織を指す。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 事業概要

本事業では、京都府および南丹市、千葉県および柏市という都道府県と基礎自治体を組み合わせた2フィールドにおける「通告ケースの合同振り分け調査」を中心の調査として位置付けて推進した。そして、事業検討委員会を設置し議論を重ねながら、調査結果の考察をするとともに、事前に設定したリサーチクエスションの回答の検討および今後に向けた課題の整理を実施した。

以下に、事業の詳細について、事業検討委員会、調査フィールド、事前研修、合同振り分け調査の順に記載する。

### 2.1 事業検討委員会等の開催概要

本事業を円滑に進めるため、児童相談所職員や市町村職員、児童福祉分野の学識経験者などで構成する以下の事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会を3回、分科会を2回開催した。分科会は、研究のフィールドを踏まえ、京都編と千葉編のそれぞれで1回ずつ開催した。委員会の座長には神戸女子短期大学の畠山由佳子准教授が就任した。また、千葉県健康福祉部、京都府健康福祉部、厚生労働省子ども家庭局よりオブザーバーを招いた。委員会等の構成員は表8～表10の通りである。

表8 委員会委員（五十音順、敬称略、◎は座長）

| 氏名      | 所属                            |
|---------|-------------------------------|
| 今田 弘基   | 柏市こども部こども福祉課<br>主査            |
| 川並 利治   | 金沢星稜大学 人間科学部<br>教授            |
| 佐久間 恒平  | 柏市こども部こども福祉課<br>専門監           |
| 谷口 悌    | 南丹市福祉保健部子育て支援課<br>課長          |
| 迫間 勝樹   | 京都府家庭支援総合センター<br>副所長（相談・判定課長） |
| ◎畠山 由佳子 | 神戸女子短期大学 幼児教育学科<br>准教授        |
| 堀井 孝    | 京都府健康福祉部家庭支援課<br>主幹           |
| 宮川 江美   | 千葉県健康福祉部 児童家庭課 児童相談所改革室<br>室長 |
| 渡邊 直    | 千葉県柏市児童相談所<br>所長              |

表 9 委員会オブザーバー（順不同、敬称略）

| 氏名     | 所属                             |
|--------|--------------------------------|
| 井上 亨   | 千葉県健康福祉部 児童家庭課 虐待防止対策推進室<br>室長 |
| 檀野 由佳  | 京都府健康福祉部 家庭支援課家庭福祉係<br>主事      |
| 二ノ宮 隆矢 | 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課<br>課長補佐      |
| 久保 隆   | 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課<br>児童福祉専門官   |

表 10 委員会事務局

| 氏名    | 所属                                  |
|-------|-------------------------------------|
| 東海林 崇 | PwC コンサルティング合同会社 公共事業部<br>シニアマネージャー |
| 古屋 智子 | PwC コンサルティング合同会社 公共事業部<br>マネージャー    |
| 吉野 智  | PwC コンサルティング合同会社 公共事業部<br>マネージャー    |
| 大瀬 千紗 | PwC コンサルティング合同会社 公共事業部<br>シニアアソシエイト |
| 工藤 晴樹 | PwC コンサルティング合同会社 公共事業部<br>シニアアソシエイト |
| 清水 式子 | PwC コンサルティング合同会社 公共事業部              |

委員会や合同振り分け調査に係る各種会議は、表 11 にまとめた。合同振り分け調査や事前研修、合同振り分け調査の枠組みを決定するために開催した分科会には、委員会の構成員の他、児童相談所および市で実務を担う職員が参加した。事前研修および合同振り分け調査会議の出席者を含めた詳細については、2.3 事前研修の実施概要、2.4 通告ケースの合同振り分け調査の実施概要を参照いただきたい。

表 11 委員会等の開催状況

| 開催回                                                      | 議題                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回<br>2021 年 8 月 18 日                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【共有】事業概要</li> <li>・【共有】フィールドの考え方</li> <li>・【協議】合同振り分けの枠組み</li> </ul>                                                 |
| 分科会・京都編<br>2021 年 9 月 10 日                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【共有】事業概要</li> <li>・【共有】出席者整理</li> <li>・【協議】合同振り分けの枠組み</li> </ul>                                                     |
| 分科会・千葉編<br>2021 年 9 月 13 日                               |                                                                                                                                                              |
| 事前研修：畠山座長による講義編<br>2021 年 9 月 24 日                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.研修概要</li> <li>・ 2.通告・相談ケースを受け付けることの意味とインターカ一の大切な役割—子ども虐待対応は何を目指すのか？</li> <li>・ 3.質疑応答</li> <li>・ 4.まとめ</li> </ul> |
| 事前研修：PwC による合同振り分け調査の説明編<br>2021 年 9 月 30 日、10 月 1 日、5 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.本説明会の概要</li> <li>・ 2.事業概要</li> <li>・ 3.合同振り分けの枠組み</li> <li>・ 4.質疑応答</li> </ul>                                    |
| 合同振り分け調査会議<br>第 1 回・千葉編<br>2021 年 10 月 7 日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.導入</li> <li>・ 2.ケース共有＋振り分け（柏児童相談所分）</li> <li>・ 3.ケース共有＋振り分け（柏市分）</li> <li>・ 4.まとめ</li> </ul>                      |
| 合同振り分け調査会議<br>第 1 回・京都編<br>2021 年 10 月 15 日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.導入</li> <li>・ 2.ケース共有＋振り分け（京都府家庭支援総合センター分）</li> <li>・ 3.ケース共有＋振り分け（南丹市分）</li> <li>・ 4.まとめ</li> </ul>              |
| 合同振り分け調査会議<br>第 2 回・千葉編<br>2021 年 10 月 25 日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.導入</li> <li>・ 2.協議①：チェックリスト結果が市と児相で異なるケース</li> <li>・ 3.協議②：チェックリスト結果が市と児相で同じケース</li> <li>・ 4.協議③：全体</li> </ul>    |
| 合同振り分け調査会議<br>第 2 回・京都編<br>2021 年 10 月 27 日              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.導入</li> <li>・ 2.協議①：チェックリスト結果が市と児相で異なるケース</li> <li>・ 3.協議②：チェックリスト結果が市と児相で同じケース</li> <li>・ 4.協議③：全体</li> </ul>    |
| 第 2 回<br>2021 年 11 月 16 日                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【報告】合同振り分けの概要と結果</li> <li>・【協議】一元化モデル更新案</li> <li>・【協議】合同振り分けで見えた課題</li> </ul>                                       |
| 第 3 回<br>2022 年 1 月 11 日                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・【協議・共有】論点整理</li> <li>・【協議】報告書の章立て案</li> <li>・【協議】報告書の考察・まとめの方針</li> </ul>                                            |

## 2.2 調査フィールドの概要

事業序盤にフィールド選定の基準を設け、その基準を満たす「千葉県柏児童相談所と柏市」と「京都府家庭支援総合センターおよび南丹市」の2ペアを調査フィールドとして選定した。事業を通じては、2フィールドから多大なるご協力をいただいた。選定基準、および2つの調査フィールドの詳細は以下の通りである。

### 2.2.1 フィールド選定基準

調査フィールドの選定にあたっては下記に示す3点を考慮した。この背景には、通告の一元的運用の全国展開を見据えたこと、また、児童相談所と市町村が異なる自治体に所属し導入のハードルが高い点に着目した。

1. 2つの自治体が協力して児童福祉に対応する必要がある、都道府県児童相談所と市町村というペアの自治体で検討することが望ましい
2. 全国的な展開を考える上では、人口規模が大きく業務負荷の多さに苦慮しているような自治体のほか、人口規模が小さく人員体制の不足に苦慮している自治体においても検討することが望ましい
3. 昨年度までの通告の一元的運用の検討経緯をある程度把握している自治体が望ましい

以上の基準を満たす、京都府家庭支援総合センターと南丹市および千葉県柏児童相談所と柏市をフィールドとして選定した。

### 2.2.2 京都府家庭支援総合センターと南丹市の概要

京都府家庭支援総合センター（以下、「同センター」と記載している箇所については京都府家庭支援総合センターを指す。）は、管轄児童人口が約18万人、令和2年度の虐待相談受付件数が2,448件<sup>17</sup>である京都府において、3か所設置されている児童相談所のうちの一つである。同センターの管轄区域の児童人口は約45,000人、令和2年度の虐待相談受付件数は585件で、13名<sup>18</sup>の児童福祉司が業務を行っている。

南丹市は、児童人口が約4,300人、令和2年度の相談受付件数が58件<sup>19</sup>、子ども家庭福祉を担当する職員が5人<sup>20</sup>である。

---

<sup>17</sup> 京都府 HP「京都府家庭支援センター業務概要 令和3年度業務概要（令和2年度業務実績）」  
(<https://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/gaiyou.html>)

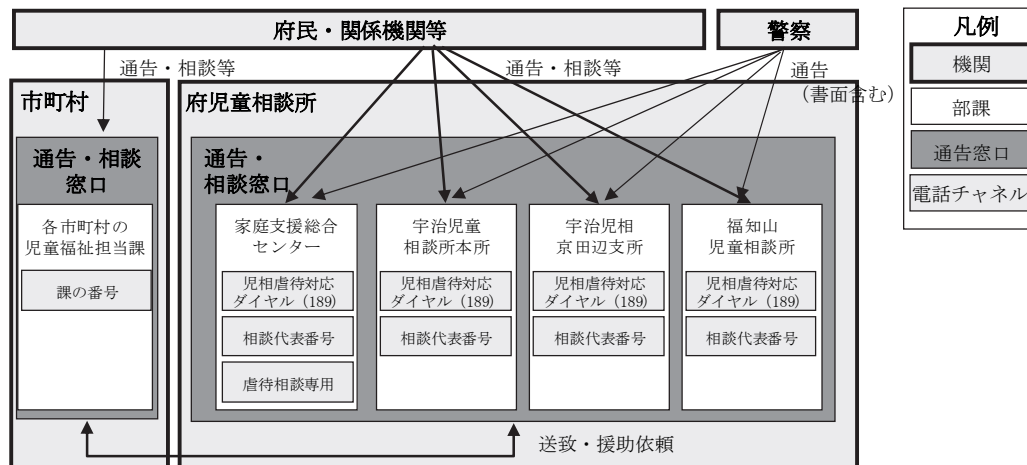
<sup>18</sup> 令和3年4月1日時点

<sup>19</sup> 虐待相談以外も含む

<sup>20</sup> 令和3年4月1日時点。正規職員2人（課長、係長）、会計年度任用職員の相談員（支援員含む、育児休業中除く）3人

京都府における通告対応窓口は、次に示す図6の通りである。同センターは都道府県が設置した児童相談所であるため、市町村（市役所の子育て支援課等）と児童相談所が通告先となっている二元的対応体制である。学校や保育所などどちらかというと市町村と頻繁に連絡を取っている機関は市町村に通告することが多く、住民や警察は児童相談所に通告する傾向にあるという。

図6 京都府における通告窓口の運用体制



### 2.2.3 千葉県柏児童相談所と柏市の概要

千葉県柏児童相談所（以下、「同児童相談所」と記載している箇所については柏児童相談所を指す。）は、管轄児童人口が約79万人、令和2年度の虐待相談受付件数が9,863件<sup>21</sup>である千葉県において、6か所設置されている児童相談所のうちのひとつである。また、同児童相談所の管轄区域の児童人口は約213,000人、令和2年度の虐待相談受付件数は2,521件で、53名<sup>22</sup>の児童福祉司が業務を行っている。

柏市は、児童人口が約67,000人、令和2年度の相談受付件数が1,697件<sup>23</sup>、子ども家庭福祉を担当する職員が22人<sup>24</sup>である。

千葉県における通告対応窓口は、次に示す図2の通りである。京都府家庭支援総合センターと同様、同児童相談所は都道府県が設置した児童相談所であるため、市町村（市役所の子育て支援課等）と児童相談所が通告先となっている二元的対応体制である。学校や医

<sup>21</sup> 千葉県 HP「令和2年度 千葉県の児童虐待の状況について」

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/r02jidougyakutai.html#:~:text=1.%E6%A6%82%E8%A6%81,%E4%BB%B6%E5%A2%97%E5%8A%A0%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>)

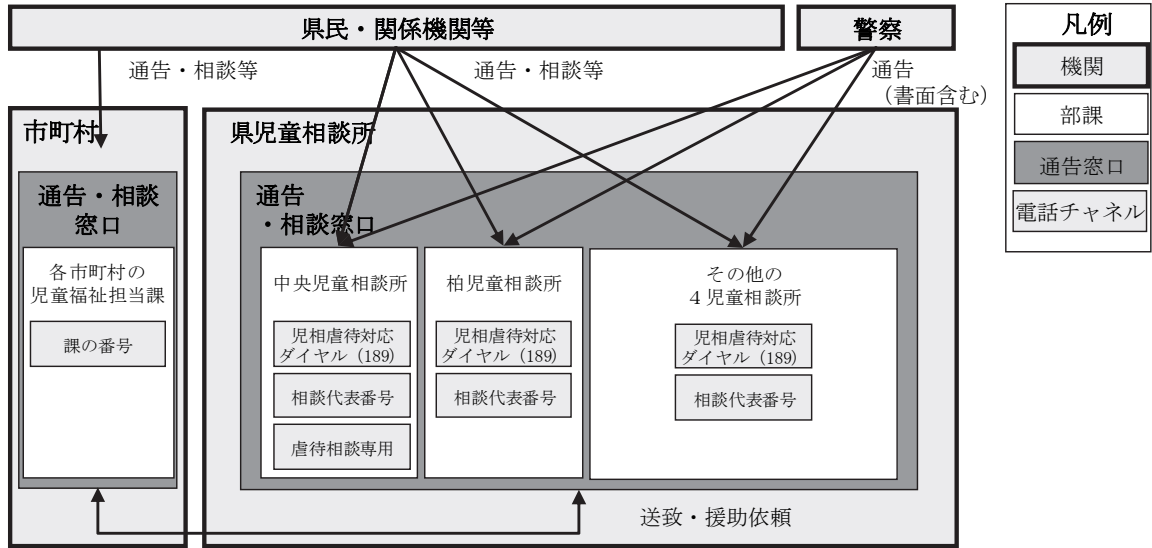
<sup>22</sup> 令和3年4月1日時点

<sup>23</sup> 虐待相談以外にも含む

<sup>24</sup> 令和3年4月1日時点。正職員12人、家庭児童相談員6人（会計年度任用職員）、初期相談対応職員1人（会計年度任用職員）、養育支援訪問員3人（会計年度任用職員）

療機関などどちらかというと市町村と頻繁に連絡を取っている機関は市町村に通告することが多く、住民や警察は児童相談所に通告する傾向にあるという。

図 7 千葉県における通告窓口の運用体制



## 2.3 事前研修の実施概要

合同振り分け調査を当日スムーズに運営するべく、調査参加者に対して調査の意義や進め方を理解してもらうことを目的に事前に研修を行った。研修は、畠山座長による講義編と、PwCによる合同振り分け説明編の2種類を実施した。なお、調査参加者全員に出席してもらうため、日程調整の都合上、合同振り分け説明編は3回実施した。各研修の詳細は以下の通りである。

### 2.3.1 事前研修：畠山座長による講義編の概要

表12の通り、座長である畠山由佳子氏による講義を実施した。出席対象者は、合同振り分けに参加する者で、かつ令和2年度事業に実施された研修に参加していない者とし、研修の目的は、日本の虐待対応が目指すべき方向性について考えを深めることとした。当日投影した研修資料は、付録3を参照いただきたい。

表12 事前研修：畠山座長による講義編の実施概要

|      |                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 合同振り分けに参加する者で、令和2年度事業の研修に参加していない者                                                    |
| 目的   | 日本の虐待対応が目指すべき方向性について考えを深めること                                                         |
| 日時   | 令和3年9月24日（金）13:30-15:00                                                              |
| 方法   | オンライン                                                                                |
| 講師   | 畠山由佳子氏<br>※事務局：PwCコンサルティング合同会社                                                       |
| 受講者  | 6名                                                                                   |
| 議事次第 | 1.研修概要<br>2.通告・相談ケースを受け付けることの意味とインテーカーの大きな役割<br>—子ども虐待対応は何を目指すのか？<br>3.質疑応答<br>4.まとめ |

### 2.3.2 事前研修：PwCによる合同振り分け調査の説明編の概要

表13の通り、PwCによる合同振り分け説明会を実施した。対象者は合同振り分けに出席する可能性のある者全員とし、全員に確実に出席してもらえるよう、日程は3つ用意した。研修のゴールは、「合同振り分け」を行う目的を理解すること、「合同振り分け」当日の流れを理解すること、チェックリストを使えるようになることとした。当日投影した研修資料は、付録4を参照いただきたい。

表 13 事前研修：PwC による合同振り分け調査の説明編の実施概要

|      |                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 合同振り分けに出席する可能性のある者全員                                                                                                                    |
| 目的   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合同振り分け」を行う目的を理解すること</li> <li>・「合同振り分け」当日の流れを理解すること</li> <li>・チェックリストを使えるようになること</li> </ul>     |
| 日時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9/30（木） 12:30～13:00</li> <li>・ 10/ 1（金） 11:00～11:30</li> <li>・ 10/ 5（火） 11:00～11:30</li> </ul> |
| 方法   | オンライン                                                                                                                                   |
| 講師   | 事務局：PwC コンサルティング合同会社                                                                                                                    |
| 出席者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9/30（木）：2名</li> <li>・ 10/ 1（金）：11名</li> <li>・ 10/ 5（火）：7名</li> </ul>                           |
| 議事次第 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本説明会の概要</li> <li>2.事業概要</li> <li>3.合同振り分けの枠組み</li> <li>4.質疑応答</li> </ol>                       |

## 2.4 通告ケースの合同振り分け調査の実施概要

2フィールドにおける「通告ケースの合同振り分け調査」の実施の枠組みを決定するにあたって、多忙な関係者との調整のうえで開催する貴重な機会を十分に活用すべく、検討委員会での議論や確認を重ねながら検討した。なお、基本的には2フィールド共通のルールとした。

実施の枠組みは、9つの項目から検討した。最終的に決定した枠組みの全体は、表14の通りである。各項目の詳細や検討の経緯は、2.4.1以降を参照いただきたい。

表14 合同振り分けの実施概要

|   |           | 振り分け1回目                                                                                                             | 振り分け2回目                                                                                                                          |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 日時        | 【千葉】10/7（木）9:00~12:00<br>【京都】10/15（金）13:00~16:00                                                                    | 【千葉】10/25（月）13:00~16:00<br>【京都】10/27（水）9:00~12:00                                                                                |
| 2 | 方法        | 対面開催                                                                                                                | 対面開催                                                                                                                             |
| 3 | 出席者       | 【千葉】<br>・ 柏児相5名<br>・ 柏市3名<br>・ 千葉県2名<br>・ 事務局3名<br><br>【京都】<br>・ 有識者委員1名<br>・ 京都府家庭支援総合センター4名<br>・ 南丹市3名<br>・ 事務局2名 | 【千葉】<br>・ 有識者委員1名<br>・ 柏児相5名<br>・ 柏市4名<br>・ 千葉県2名<br>・ 事務局3名<br><br>【京都】<br>・ 有識者委員1名<br>・ 京都府家庭支援総合センター4名<br>・ 南丹市3名<br>・ 事務局2名 |
| 4 | 目的        | ・ 40ケースについて、1件ずつケース概要を共有し、チェックリストに沿って4分類に振り分けること                                                                    | ・ 40ケースのチェックリストで振り分けた結果を児相と市で比較し、ずれたケースの要因を探るために協議すること<br>・ チェックリストで振り分けることや、振り分けの4分類の案について、感じたこと・考え方ことを共有すること                   |
| 5 | 議事次第      | ・ 1.導入（5分）<br>・ 2.ケース共有＋振り分け（80分）<br>・ 3.ケース共有＋振り分け（80分）<br>・ 4.まとめ（5分）                                             | ・ 1.導入（5分）<br>・ 2.協議①：チェックリスト結果が市と児相で異なるケース（75分）<br>・ 3.協議②：チェックリスト結果が市と児相で同じケース（40分）<br>・ 4.協議③：全体（40分）                         |
| 6 | 振り分け対象ケース | ・ 令和元年度、2年度の2年間の通告受理ケースから、児相・市町村それぞれ20ケース<br>・ ほか、7つの選定基準の下で選定                                                      |                                                                                                                                  |

|   |             | 振り分け 1 回目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 振り分け 2 回目 |
|---|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 7 | 振り分け方       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回目では、チェックリストにより、各ケースを 4 分類（情報のみ、予防ケース、支援ケース、介入ケース）に振り分け</li> <li>・ 2 回目では、チェックリストによる振り分け結果が児童相談所と市で異なった各ケースを、協議を通じて改めて 4 分類のいずれかに振り分け。さらに、両者の結果に納得がいくか・実現可能かを含めて意思を示すという観点から改めて以下の 3 種類に振り分け <ul style="list-style-type: none"> <li>「共通理解が構築できて、実現も可能と考えられる」</li> <li>「共通理解が構築できるが、実現は困難である」</li> <li>「共通理解の構築が困難である」</li> </ul> </li> </ul> |           |
| 8 | 使用ツール       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックリスト</li> <li>・ 受理簿またはマスキング済み受理簿等のケース概要の説明資料<br/>※当日配布・当日回収。コピーを各機関にてご用意いただいた</li> <li>・ 合同振り分け集計フォーマット<br/>※事務局用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |           |
| 9 | 使用するケースの情報量 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告時の情報、および住基ネットの基礎情報とする<br/>※ 最低限必要な項目として、虐待主訴、通告経路、通告受付日時、受付者の所属先、通告回数（新規・再通告）、子どもの年齢、家族構成、通告時に既に進行管理中のケースだったかどうか、ケースエピソード（障害種別、両親の情報など）とする</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |           |

#### 2.4.1 日時

合同振り分け調査の会議は、各フィールドにおいて 2 回ずつ行った。

千葉においては、第 1 回を 10/7（木）9:00~12:00 に、第 2 回を 10/25（月）13:00~16:00 に実施した。京都においては、第 1 回を 10/15（金）13:00~16:00 に、第 2 回を 10/27（水）9:00~12:00 に実施した。

#### 2.4.2 方法

合同振り分け調査の重要な目的の一つに、児童相談所と市との間の共通理解の構築の検証があったことから、より顔が見える状態でのコミュニケーションが取れることを重視し、対面開催とした。なお、開催にあたっては感染症拡大防止に最大限努めた。

#### 2.4.3 出席者

会議への出席者は、検討委員会の有識者委員、合同振り分け調査のフィールドとなる自治体に所属している委員およびオブザーバー、フィールドとなる自治体のスーパーバイザー級職員および現場担当者級職員、事務局メンバーとした。合同振り分け当日は、児童相談所側の出席者、市側の出席者で、それぞれ島を作るような形で席についてもらった。オブザーバーや事務局は、二機関の間に配置した。

#### 2.4.4 目的

合同振り分け全体の目的はリサーチクエスチョン 4 点の検証としたうえで、合同振り分けの各回でも以下の通り目的を設定した。

1 回目の会議は、通告受理した実際の 40 ケースについて、1 件ずつケース概要を共有し、チェックリストに沿って 4 分類に振り分けることを目的とした。

2 回目の会議は、40 ケースのチェックリストで振り分けた結果を児相と市で比較し、ずれたケースの要因を探るために協議することと、チェックリストで振り分けることや振り分けの 4 分類の案について、感じたこと・考えたことを共有することを目的とした。

#### 2.4.5 議事次第

1 回目の会議では、趣旨説明や自己紹介といった 5 分程度の導入後、1 ケースあたり 4 分を目途にケース概要の説明とチェックリストによる振り分けを、40 ケース分繰り返した。途中で 10 分ほどの休憩を取った。最後には、振り分けてみた感想を自由に述べてもらう時間を 5 分ほど取った。

チェックリストの記入については、1 ケースにつき、児童相談所で 1 枚、市側で 1 枚を付けることとし、同機関内では意見をとりまとめて一つの解を導くよう努めてもらった。

2 回目の会議では、導入の説明後、第 1 回会議で振り分けた結果の集計について事務局から 20 分ほどで説明し、その後、児童相談所と市で結果が異なったケースを中心に議論を行った。途中で 10 分ほどの休憩を取った。最後には、全体を通じての感想を自由に述べてもらう時間を 5 分ほど取った。

第 1 回会議においては検討時間の確保が課題として残った。ケースによっては 10 分近く説明が必要な場合もあり、3 時間で 40 ケース分を扱ったことで、十分な議論を尽くすというよりも瞬時に判断せざるを得ないことがあった。

#### 2.4.6 振り分け対象ケース

千葉県柏児相および柏市、京都府家庭支援総合センターおよび南丹市ともに、児童相談所から 20 ケース、市から 20 ケースの通告受理ケースの情報を持ち寄ってもらい、本事業全体では 80 ケース分を取り扱うこととした。

持ち寄るケースは、各機関で選定してもらった。ケースの選定にあたっては、検討委員会での議論を通じて以下 7 点の基準を 2 フィールド共通で設けた。

表 15 合同振り分け調査で振り分けるケースの選定の基準

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 ケース＝1 家庭とカウントする</li> <li>② 相手側からの送致により受理したケースは除く</li> <li>③ 性的虐待を除く</li> <li>④ 児童相談所から持ち寄るケースは、ペアとなる市に在住している家庭のケースである</li> <li>⑤ 児童相談所・市間で議論が起こりそうなケースである</li> <li>⑥ 20 ケース全体を見たときに、できる限り身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトの割合が同等になるようにする</li> <li>⑦ ケース全体を見たときに、通告元が複数になるようバランスを考慮する</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なお、2つのフィールドの自治体の規模や年間の通告受理数が異なることから、対象期間はあえて変えて設定した。京都府家庭支援総合センターおよび南丹市からは、令和元年度、2年度の2年間の通告受理ケースから、千葉県柏児童相談所および柏市からは、令和2年度の1年間の通告受理ケースから選定してもらった。

合同振り分け調査が、通告窓口での振り分けを想定した振り分けであることから、持ち寄るケースの具体的な情報は、通告時点で得られていた情報および住基ネット等からわかる基礎情報とした。具体的には、虐待主訴、通告経路、通告受付日時、受付者の所属先、通告回数（新規・再通告）、子どもの年齢、家族構成、通告時に既に進行管理中のケースだったかどうか、ケースエピソード（障害種別、両親の情報など）等を指す。実際に通告があった時点で得られる範囲内の情報をインプットとして、チェックリストで振り分けることで、通告窓口での振り分けに近い状況を想定した。

#### 2.4.7 振り分け方

1回目の会議では、ケース概要の説明を聞いた後、その情報を基にチェックリストを付けてもらい、表5の「振り分け方」でも示した初期対応として適切な対応を示す4種類のケース振り分け種別に振り分けた。

2回目の会議では、市・児相間の共通理解構築の検証という目的から、チェックリストの結果が異なった各ケースを、「共通理解が構築できて、実現も可能と考えられる」「共通理解は構築できたが、実現は困難である」「共通理解の構築が困難である」の3種類のいずれかに振り分けた。ここでの「共通理解」とは、通告時点での情報に基づいて初期対応の担当者を振り分けたことに対して、考え方及び結果を市・児相が納得できたかを指す。また、「実現が難しい」については、考え方は理解できるものの現場のスキルや人員体制からは現実的には対応することが難しいということを意味する。

#### 2.4.8 使用ツール

まず、合同振り分けでの振り分けツールとしては、令和2年度事業の報告書で示された「改良版」チェックリストを用いた。チェックリストは付録1、2を参照いただきたい。1回目の会議では、各ケースの概要の説明後にこのチェックリストに記入してもらった。会議終了後は事務局が記入済チェックリスト一式を回収し、項目ごとの結果を集計表に転記した。

次に、児相および市からは、ケース概要を記したマスキング済みの受理簿等の資料を提供してもらった。なお、後述する通り、PwCコンサルティング合同会社は各自治体との間で秘密保持契約に合意したが、個人情報保護に十分に配慮し、資料は当日配布・当日回収とし、参加者の手元に残らないようにした。

さらに、1回目、2回目の会議での振り分け結果を集計できるよう、振り分け集計のExcel ファイルを事務局として用意した。

#### 2.4.9 情報の取り扱い

千葉県柏児童相談所、柏市、京都府家庭支援総合センター、南丹市で受け付けた通告ケースに関する情報を基に分析・検討をすることを踏まえ、京都府、南丹市、千葉県、柏市と PwC コンサルティング合同会社の間でそれぞれ秘密保持契約に合意した。なお、ケースに関する情報のうち、個人の特定につながる可能性のある情報はすべてマスキングした上で、自治体から情報を提供いただくなどして、個人情報の取り扱いには十分な配慮を行った。

### 3 研究結果

本章では、合計4回実施した合同振り分け調査の結果について述べる。

#### 3.1 合同振り分け調査の当日の様子

合同振り分け調査会議第1回目の様子と参加者から挙げられた意見は表16の通り。

表16 合同振り分け調査会議の第1回目の様子・参加者の意見

|       |        | 柏児童相談所および柏市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 京都府家庭支援総合センターおよび南丹市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全体の様子 |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏児相の受理ケースの概要共有に時間を要した。</li> <li>・ チェックリスト自体は、1～2分でつけられていた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ センターの受理簿には、初期調査結果（受理から約1日以内に分かった情報）も記載されていた。</li> <li>・ 南丹市では最初、チェックリストのつけ方に悩んでいた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|       | 参加者の意見 | <p>チェックリストについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （児相）情報が1か月以上前だったため、チェックリストに従うと「予防ケース」になったが、その判断でよいのか心配が残った。</li> <li>・ （児相）インテーク#2「加害者が被害者に接触可能か」で、既に分離されており「予防ケース」になったケースがあるが、いつまで分離するかわからない中、予防ケースで良いのか疑問。</li> <li>・ （児相）セーフティチェックリストを付ける際に迷う点があったが、課長が児相として介入を入れるかどうかという視点で考えて判断の助言をしてくれたのでスムーズに付けることができた。</li> <li>・ （市）実施前は全て「支援ケース」になると思っていたが、セーフティチェックリストの言葉尻を正直に捉えていくとチェックが付き、「介入ケース」になるものがあった。</li> <li>・ （市）インテーク#4以降は、ほとんどチェックが付いてしまうと感じた。</li> <li>・ （市）インテーク#5-1で、言葉通り進めるとほぼチェックが付いたが、実際にはそこまでではないケースがあったと思う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （センター）インテーク#4「影響の及ばない空間」の解釈が難しい。面前DVのあるケースは、実際には警察からの通告がほとんどである。そのような中、実際に子どもがDVの場面を見ているかいないかが分かりにくい。不確かな場合にはチェックするというルールを設ける話を、内部で事前に行っていた。</li> <li>・ （センター）このシンプルなチェックリストであれば、チェックリストの結果はセンター内でそんなに違いは出ないと思う。南丹市と同じ結果となるのかは気になっている。</li> <li>・ （市）時間を区切ってチェックしていく作業に慣れておらず、今までは、通告された情報を基にして「これはどういうことか」「もっと聞かないといけない」と思いながら進めるのが仕事だったので、限られた情報だけで簡単に振り分けることに抵抗があった。</li> </ul> |

|        |            | 柏児童相談所および柏市                                                                                                                                              | 京都府家庭支援総合センターおよび南丹市                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加者の意見 | 振り分け種別について | <ul style="list-style-type: none"> <li>（児相）昨年度「不受理」としていた振り分け種別が、「情報のみ」「予防ケース」となり、言葉の使い方として受け入れやすくなった。通告されたケースを受理しないという方針は、日本では非常に難しいと思うためである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>（センター）「支援ケース」に振り分けられたケースを見て、「調査したら大きい情報が出てきて、児相に送致されるだろう」と感じた。</li> <li>（センター） 通告された情報を基にする<br/>と面前 DV のみのケースで、「新規」通告であれば「予防ケース」になると思う。再度通告があれば支援ケースになるのではないか。</li> <li>（市） 支援ケースに振り分けられるケースの幅が広すぎると感じた。</li> </ul> |

合同振り分け調査会議第2回目の全体の様子と参加者から挙げられた意見は表17の通り。

表17 合同振り分け調査会議の第2回目の様子・参加者の意見

|       |        | 柏児童相談所および柏市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 京都府家庭支援総合センターおよび南丹市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全体の様子 |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議を通じ、柏児相はチェックリストの文言にこれまでの経験を合わせて総合的に判断し、チェックしていたことがわかった。一方、柏市はチェックリストの言葉通りに機械的にチェックを入れていた。結果、チェックリスト上の結果がずれたケースが複数生じた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議を通じ、センターと南丹市で、チェックリストに書かれている文言の理解の仕方が異なっていたために、チェックリスト結果がずれていたことがわかった。特に4-5、5-1である。</li> <li>・支援ケースをすべて市町村が担うべきかどうか、児相の支援機能を含めて要再検討であるとの意見が多く寄せられた。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|       | 参加者の意見 | <div>チェックリストについて</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インテーク#5-1の文言は再検討が必要。例示には危なさもある。</li> <li>・インテーク#2の加害者について、DV被害者としての保護者を虐待加害者として見て良いのか議論が必要。</li> <li>・セーフティ#7は、「場をコントロールせざるを得ない」という趣旨で更新をかけたほうが良い。</li> <li>・セーフティ#9の根拠となる本児の発言を考える上では、本児の発達状況を考慮する必要がある。</li> <li>・セーフティ#3の根拠となる「放置」を考える上では、本児が自発的に家を出た場合や、保護者が近くにいる場合を考慮する必要がある。</li> </ul> <div>一元的運用全体に関して</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（有識者委員）通告の際の情報から、「経緯やストーリー」をどれだけ拾ってチェックリスト上で考慮するか、要検討。</li> <li>・（有識者委員）チェックリストを具体的なものにすればするほど拾えなくなる。</li> <li>・（児相）現状の受理会議の在り方だと、「グレー」なケース＝疑わしければ重い方に判断するスタンス。</li> <li>・（市）現状、市町村としての対応は支援ベースであり、柔らかく関わられるメリットがある一方、関わりの難しい保護者については苦慮する場面がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通告前の警察の対応やかなり過去であってもその情報によっては、それを知った段階で、明らかにチェックリストとは違う判断をした方がいい場合がある。</li> <li>・（有識者委員）4-5、5-1は深い理解が求められる項目。影響が及ばない空間について、物が当たらない・見えないというのはあるが、罵倒しているのが聞こえたときはどうなるか。</li> <li>・車内放置など命の危険が懸念されるネグレクトについて、セーフティ（裏面）から付けると○がつくが、インテーク（表面）から付けると落とされることがある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（市）警察からの通告でいつも思うが、事象の2週間後くらいに通告されることがあり48時間ルールを遵守すべきか疑問。</li> <li>・（センター）警察通告では、事前に警察が安全確認しており、警察でリスクが高いと判断されると身柄付き通告になる</li> <li>・（センター）面前DVは特別な通告であり、どう扱うかの根本から考え直すべき。女性相談でのアプローチが必要である。</li> <li>・（センター）5-1の判断にも通ずるが、インテークの段階でどれだけ詳細に情報を受け取るかが大切なのだった。</li> <li>・（市）今回は初動の話だけをしているので、そのあとの具体的な対応に移るときに主担当の振り直し・送致や、「支援ケース」の具体化も考えるべき。</li> </ul> |

### 3.2 合同振り分け調査の集計結果

通告の一元的運用の考えに基づいた「振り分け」の調査の結果を用い、2つの観点で比較検討をした。

1点目に、児童相談所と市が参加した振り分け調査の場合、各フィールド内でのチェックリストによる振り分け結果について、児童相談所と市間で比較した。京都における振り分け結果とその比較は3.2.1、千葉においては3.2.2で示した。

2点目に、地域間の振り分けの傾向を比較する観点から、京都と千葉の傾向を比較した。2.2でも述べた通り、本調査では、調査研究フィールドを2箇所選定した。通告窓口の一元的運用の全国展開を考える上で、人口規模が大きく業務負荷の多さに苦慮しているような自治体に加え、人口規模が小さく人員体制の不足に苦慮している自治体での検討に資するためである。本調査のフィールドである京都と千葉の傾向の比較は、自治体規模の異なる地域間の傾向の比較の意味も含んでいる。結果と比較は、3.2.3で示す。

なお、通告受理するケース全体における児童相談所が対応の主担当となる割合について、現状と、通告の一元的運用を実装した場合とで比較をすることもできる。通告の一元的運用の考え方に基づいた振り分けシミュレーションを行うことで、ケース対応の主担当となる機関の割合が、通告の一元的運用を実装した場合に起こりうるものとみなすことができるためである。この点については、既に令和元年度事業、2年度事業のシミュレーションで示されており、表18の通りであるため、本事業で新たに扱うことはしない。

表 18 令和元年度、2年度事業におけるチェックリストによる  
振り分けシミュレーションの集計結果の概観

|                   | 京都府家庭支援総合センター                   |     | 千葉県柏児童相談所                        |     | 福岡市こども相談総合センター                      |     |
|-------------------|---------------------------------|-----|----------------------------------|-----|-------------------------------------|-----|
| チェックリスト<br>結果傾向   | 不受理                             | 16% | 不受理                              | 17% | 不受理                                 | 11% |
|                   | 市が受理                            | 69% | 市が受理                             | 67% | 市が受理                                | 71% |
|                   | 児相が受理                           | 16% | 児相が受理                            | 16% | 児相が受理                               | 18% |
| 評価傾向              | 不受理                             | 13% | 不受理                              | 8%  | 不受理                                 | 28% |
|                   | 市が受理                            | 59% | 市が受理                             | 68% | 市が受理                                | 59% |
|                   | 児相が受理                           | 28% | 児相が受理                            | 24% | 児相が受理                               | 13% |
| チェックリストと<br>評価のずれ | 37.5% (12/32)                   |     | 23.8% (15/63)                    |     | 34.6% (80/231)                      |     |
| 警察通告              | 44% (14/32)<br>※面前DV 25% (8/32) |     | 44% (28/63)<br>※面前DV 25% (16/63) |     | 58% (134/231)<br>※面前DV 37% (86/231) |     |

### 3.2.1 京都における合同振り分けの結果

#### 【チェックリストによる振り分け結果の全体像】

第1回合同振り分け会議でチェックリストによって40ケースを振り分けた結果の全体像を記載する。40ケース全体の結果は図8の通りである。センター、南丹市の双方において、最も多く振り分けられたのが③支援ケースで、それぞれ32件、24件であった。センターの方が、南丹市に比べて8件多かった。センター、南丹市の双方において次に多く振り分けられたのが、予防ケースで、それぞれ4件、12件であった。南丹市の方が、センターに比べて8件多かった。センター、南丹市の双方において、次に多く振り分けられたのが④介入ケースで、それぞれ4件、3件であった。また、センターにおいては①情報のみに振り分けられたケースは0件で、南丹市においては1件であった。

センターの受理ケースにあたる20件と市の受理ケースである20件についての結果は、図9、図10の通りである。振り分けられたケース種別の全体に占める割合の順番は、センターおよび南丹市の双方において40ケース全体と同様であった。特に、センターの結果は、センターの受理ケースと南丹市の受理ケースで全く同じであった。一方、南丹市の結果は、センターの受理ケースにおいて、南丹市の受理ケースにおいてよりも②予防ケースが占める割合が多かった。

図8 40ケース全体に対するチェックリストの結果

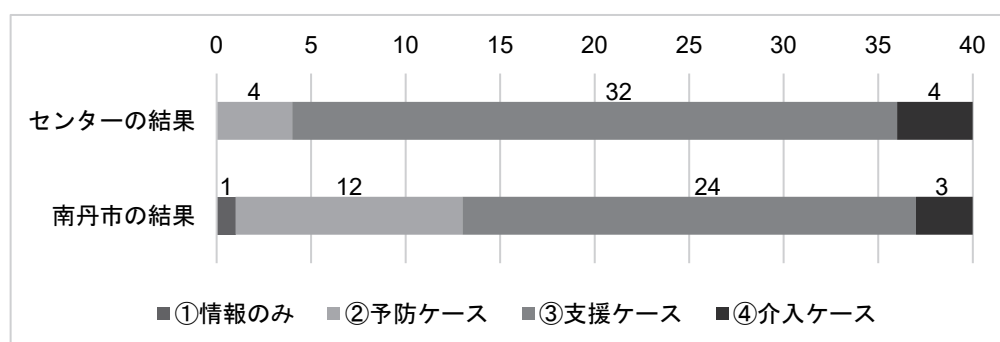


図9 センターの受理ケース（20）に対するチェックリストの結果

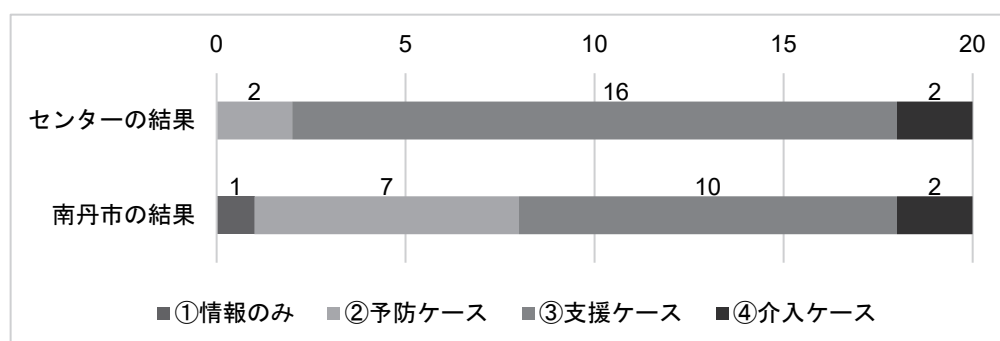
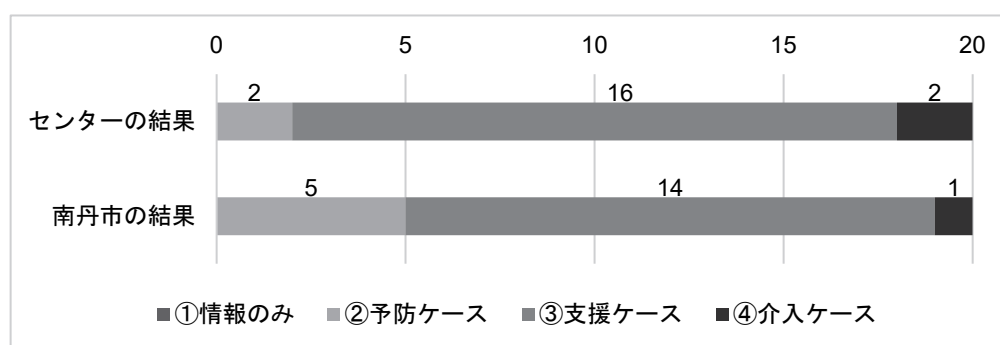


図 10 南丹市の受理ケース（20）に対するチェックリストの結果



### 【各ケースに着目したチェックリストによる振り分け結果】

ここでは、第1回合同振り分け会議において、チェックリストで振り分けた40ケースのそれぞれにおける児童相談所と市の振り分け結果に着目する。

内訳の詳細は表19、表20の通りである。表では、センターのチェックリストの結果と、南丹市のチェックリストの結果が交わるところに該当するケースの数を記載している。

表の中においてグレーで網掛けをしているセルが、センターと南丹市間でチェックリストの結果の差異があったケースを示しており、全部で13件であった。センターの受理ケースにおいては9件のケースで結果に差異があった。さらに、「④介入ケース」を「最も緊急性が高いと判断した」と言い換えた場合、センターの方が緊急性の高い結果だったケースが7件で、南丹市の方が緊急性の高い結果だったケースが2件であった。南丹市の受理ケースにおいては、4件のケースで結果に差異があった。センターの方が緊急性の高い結果だったケースが4件で、南丹市の方が緊急性の高い結果だったケースが0件であった。

なお、児相と市の振り分け結果の差異については、第2回合同振り分けの協議を通じて、センターと南丹市では、チェックリストに書かれている文言の理解の仕方が異なっていたために、チェックリスト結果がずれていたことがわかった。特にインテークチェックリストの4-5「子どもに影響の及ばない空間での家族内の暴力」、5-1「4-1~4-5以外の虐待を疑う具体的なエピソードがある」へのチェックが記入されるかによって、二者で振り分け種別が異なったケースが複数見られた。

表 19 センターの受理ケース（20）の振り分け結果のクロス集計

|     |        | センター  |        |        |        |    |
|-----|--------|-------|--------|--------|--------|----|
|     |        | ①情報のみ | ②予防ケース | ③支援ケース | ④介入ケース | 合計 |
| 南丹市 | ①情報のみ  | 0     | 0      | 1      | 0      | 1  |
|     | ②予防ケース | 0     | 1      | 5      | 1      | 7  |
|     | ③支援ケース | 0     | 1      | 9      | 0      | 10 |
|     | ④介入ケース | 0     | 0      | 1      | 1      | 2  |
|     | 合計     | 0     | 2      | 16     | 2      | 20 |

|                 |   |
|-----------------|---|
| センターの方が緊急性が高い結果 | 7 |
| 南丹市の方が緊急性が高い結果  | 2 |

表 20 南丹市の受理ケース（20）の振り分け結果のクロス集計

|     |        | センター  |        |        |        |    |
|-----|--------|-------|--------|--------|--------|----|
|     |        | ①情報のみ | ②予防ケース | ③支援ケース | ④介入ケース | 合計 |
| 南丹市 | ①情報のみ  | 0     | 0      | 0      | 0      | 0  |
|     | ②予防ケース | 0     | 2      | 3      | 0      | 5  |
|     | ③支援ケース | 0     | 0      | 13     | 1      | 14 |
|     | ④介入ケース | 0     | 0      | 0      | 1      | 1  |
|     | 合計     | 0     | 2      | 16     | 2      | 20 |

|                 |   |
|-----------------|---|
| センターの方が緊急性が高い結果 | 4 |
| 南丹市の方が緊急性が高い結果  | 0 |

## 【振り分け結果が児童相談所と市町村で異なった各ケースの振り分け直しと協議結果】

ここでは、第1回合同振り分け会議での児童相談所と市の振り分け結果が異なった13件の各ケースについて、第2回合同振り分けにおけるその振り分け種別の振り分け直しと、二者間で協議を行った結果について記載する。詳細は表21の通りである。13件について、第2回合同振り分け会議で、チェックリストの結果の差異について話し合いを行い、チェックリストに依らず、それぞれの考えで参加者がケースを振り分け直したところ、結果的には13件ともセンター・南丹市の振り分けの判断結果が一致した。なお、基本的にはセンターか南丹市の判断のいずれかに、どちらかの機関が寄せる形で振り分け直しがされたが、表21の9番のケースのみ、両者ともが判断を変えた。センターの判断が④介入ケース、南丹市の判断が②予防ケースであり、大きな違いがあったが、話し合いによって両者が③支援ケースという判断をした。当該ケースは通告に至るまでの経緯に特徴があり、子どもが置かれた環境への解釈で一度は判断が分かれたが、詳細を共有して議論した結果、最終的に意見が一致した。

よって、二者の協議結果は、すべて「①共通理解が構築でき、実現も可能」という結果となった。

表21 チェックリストの結果が児童相談所と市でずれたケース一覧（京都）

| ケース番号 | 第1回合同振り分けでのチェックリストの結果 |        | 第2回合同振り分けでの振り返りによる判断結果 |        | 判断結果に変更が生じた機関 | 二者の協議結果      |
|-------|-----------------------|--------|------------------------|--------|---------------|--------------|
|       | センター                  | 南丹市    | センター                   | 南丹市    |               |              |
| 1     | ③支援ケース                | ②予防ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |
| 2     | ③支援ケース                | ④介入ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 南丹市           | ①共通理解構築&実現可能 |
| 3     | ③支援ケース                | ②予防ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 南丹市           | ①共通理解構築&実現可能 |
| 4     | ③支援ケース                | ②予防ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |
| 5     | ③支援ケース                | ②予防ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 南丹市           | ①共通理解構築&実現可能 |
| 6     | ③支援ケース                | ①情報のみ  | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 南丹市           | ①共通理解構築&実現可能 |
| 7     | ②予防ケース                | ③支援ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |
| 8     | ③支援ケース                | ②予防ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |
| 9     | ④介入ケース                | ②予防ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | センター、南丹市      | ①共通理解構築&実現可能 |
| 10    | ④介入ケース                | ③支援ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |
| 11    | ③支援ケース                | ②予防ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |
| 12    | ③支援ケース                | ②予防ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 南丹市           | ①共通理解構築&実現可能 |
| 13    | ③支援ケース                | ②予防ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | センター          | ①共通理解構築&実現可能 |

### 3.2.2 千葉における合同振り分けの結果

#### 【チェックリストによる振り分け結果の全体像】

第1回合同振り分け会議でチェックリストによって40ケースを振り分けた結果の全体像を記載する。

40ケース全体の結果は図11の通りである。柏児相、柏市の双方において、最も多く振り分けられたのが③支援ケースで、それぞれ28件、29件であった。柏市の方が、柏児相に比べて1件多かった。柏児相において次に多く振り分けられたのが、②予防ケースと④介入ケースで、どちらも6件であった。一方、柏市において次に多く振り分けられたのが、④介入ケースで、10件であった。柏市においては、②予防ケースに振り分けられたのが1件のみであった。柏児相、柏市ともに①情報のみに振り分けられたケースはなかった。

柏児相の受理ケースにあたる20件と柏市の受理ケースである20件についての結果は図12、図13の通りである。柏児相の結果は、柏児相の受理ケースと柏市の受理ケースで全く同じであった。一方、柏市の結果は、柏児相の受理ケースにおいて、柏市の受理ケースにおいてよりも④介入ケースが占める割合が高く、柏児相の受理ケースにおいては②予防ケースに振り分けられたケースはなかった。

図11 40ケース全体に対するチェックリストの結果

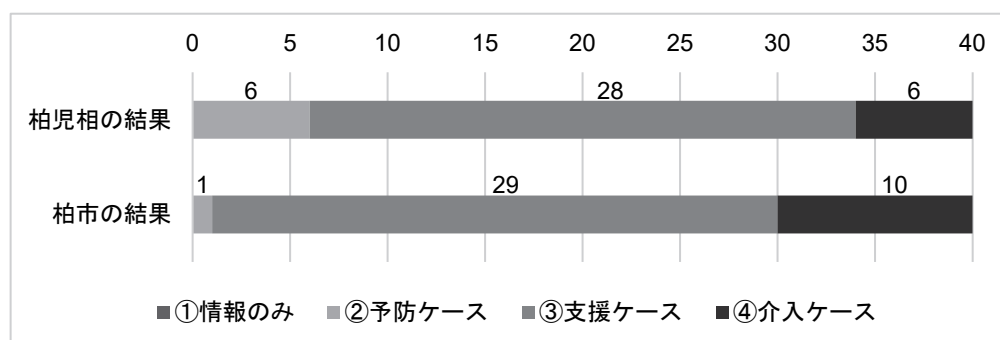


図12 柏児相の受理ケース（20）に対するチェックリストの結果

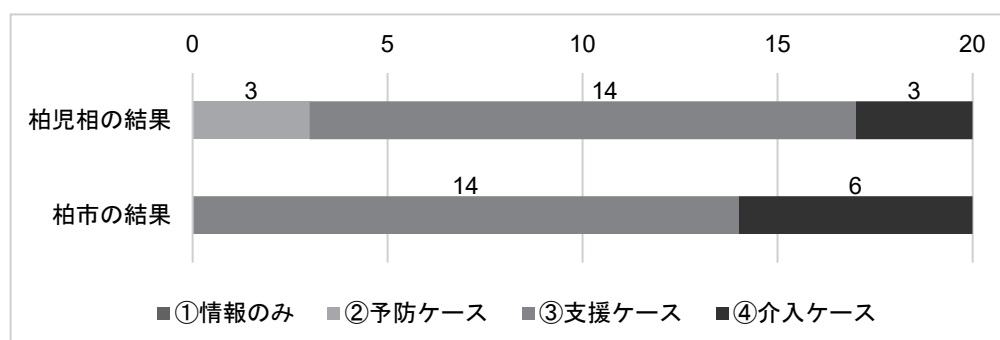
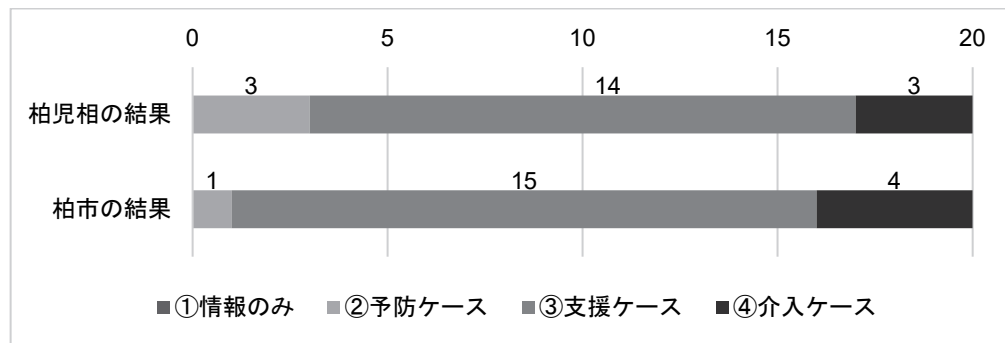


図 13 柏市の受理ケース（20）に対するチェックリストの結果



### 【各ケースに着目したチェックリストによる振り分け結果】

ここでは、第1回合同振り分け会議において、チェックリストで振り分けた40ケースのそれぞれにおける児童相談所と市の振り分け結果に着目する。

内訳の詳細は表22、表23の通りである。表では、柏児相のチェックリストの結果と、柏市のチェックリストの結果が交わるところに該当するケースの数を記載している。

表の中においてグレーで網掛けをしているセルが、柏児相と柏市間でチェックリストの結果の差異があったケースを示しており、全部で9件であった。柏児相の受理ケースにおいては6件のケースで結果に差異があった。さらに、「④介入ケース」を「最も緊急性が高いと判断した」と言い換えた場合、柏市の方が緊急性の高い結果だったケースが6件で、柏児相の方が緊急性の高い結果だったケースはなかった。柏市の受理ケースにおいては、3件のケースで結果に差異があった。柏市の方が緊急性の高い結果だったケースが3件で、柏児相の方が緊急性の高い結果だったケースはなかった。

児相と市の振り分け結果の差異については、第2回合同振り分けの協議を通じて、柏児相はチェックリストの文言にこれまでの経験を合わせて総合的に判断し、チェックをしていた一方で、柏市はチェックリストの言葉通りに機械的にチェックを入れていたことがわかった。この結果、チェックリスト上の結果がずれたケースが複数生じたことが推測された。

表 22 柏児童相談所の受理ケース（20）の振り分け結果のクロス集計

|    |        | 柏児童相談所 |        |        |        |    |                |   |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|----|----------------|---|
|    |        | ①情報のみ  | ②予防ケース | ③支援ケース | ④介入ケース | 合計 |                |   |
| 柏市 | ①情報のみ  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0  | 柏児相の方が緊急性が高い結果 | 0 |
|    | ②予防ケース | 0      | 0      | 0      | 0      | 0  | 柏市の方が緊急性が高い結果  | 6 |
|    | ③支援ケース | 0      | 3      | 11     | 0      | 14 |                |   |
|    | ④介入ケース | 0      | 0      | 3      | 3      | 6  |                |   |
|    | 合計     | 0      | 3      | 14     | 3      | 20 |                |   |

表 23 柏市の受理ケース（20）の振り分け結果のクロス集計

|    |        | 柏児童相談所 |        |        |        |    |                |   |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|----|----------------|---|
|    |        | ①情報のみ  | ②予防ケース | ③支援ケース | ④介入ケース | 合計 |                |   |
| 柏市 | ①情報のみ  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0  | 柏児相の方が緊急性が高い結果 | 0 |
|    | ②予防ケース | 0      | 1      | 0      | 0      | 1  | 柏市の方が緊急性が高い結果  | 3 |
|    | ③支援ケース | 0      | 2      | 13     | 0      | 15 |                |   |
|    | ④介入ケース | 0      | 0      | 1      | 3      | 4  |                |   |
|    | 合計     | 0      | 3      | 14     | 3      | 20 |                |   |

## 【振り分け結果が児童相談所と市で異なった各ケースの振り分け直しと協議結果】

ここでは、第1回合同振り分け会議での児童相談所と市の振り分け結果が異なった9件の各ケースについて、第2回合同振り分けにおけるその振り分け種別の振り分け直しと、二者間で協議を行った結果について記載する。

詳細は表24の通りである。9件について、第2回合同振り分け会議で、チェックリストの結果の差異について話し合いを行い、チェックリストに依らず、それぞれの考えで参加者がケースを振り分け直したところ、7件で柏児相・柏市の振り分けの判断結果が一致した。一方、2件では判断が分かれた。よって、二者の協議結果も、7件では「①共通理解が構築でき、実現も可能」という結果、2件では「③共通理解困難」となった。2件のケースでは、いずれも柏児相が「予防ケース」、柏市が「支援ケース」と判断した。この振り分けのずれは、インテーク#5-1「4-1～4-5以外の虐待を疑う具体的なエピソードがある」という項目にチェックを入れるかどうかで生じた。どちらのケースも、通告時点で寄せられた情報に怒鳴り声や物を投げるといった「音」の情報が含まれており、これを「虐待を疑う具体的なエピソードがある」と捉えるかどうかで判断が分かれたと考えられた。

なお、第2回合同振り分けで判断を変更させたケース数について、柏児相では1件、柏市では6件と、柏市の方が多かった。前述の通り、柏市はチェックリストの言葉通りに機械的にチェックを入れていたことが多かったことから、言葉通りにチェックリストに記入していくと、本来あるべきと考えている対応方針に辿りつかない場合があることが推測された。

表24 チェックリストの結果が児童相談所と市でずれたケース一覧（千葉）

| ケース番号 | 第1回合同振り分けでのチェックリストの結果 |        | 第2回合同振り分けでの振り返りによる判断結果 |        | 判断結果に変更が生じた機関 | 二者の協議結果      |
|-------|-----------------------|--------|------------------------|--------|---------------|--------------|
|       | 柏児相                   | 柏市     | 柏児相                    | 柏市     |               |              |
| 1     | ③支援ケース                | ④介入ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 柏市            | ①共通理解構築&実現可能 |
| 2     | ②予防ケース                | ③支援ケース | ②予防ケース                 | ③支援ケース | —             | ③共通理解の構築困難   |
| 3     | ③支援ケース                | ④介入ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 柏市            | ①共通理解構築&実現可能 |
| 4     | ②予防ケース                | ③支援ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | 柏市            | ①共通理解構築&実現可能 |
| 5     | ③支援ケース                | ④介入ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 柏市            | ①共通理解構築&実現可能 |
| 6     | ②予防ケース                | ③支援ケース | ②予防ケース                 | ②予防ケース | 柏市            | ①共通理解構築&実現可能 |
| 7     | ②予防ケース                | ③支援ケース | ②予防ケース                 | ③支援ケース | —             | ③共通理解の構築困難   |
| 8     | ②予防ケース                | ③支援ケース | ③支援ケース                 | ③支援ケース | 柏児相           | ①共通理解構築&実現可能 |
| 9     | ③支援ケース                | ④介入ケース | ③支援ケース                 | ④支援ケース | 柏市            | ①共通理解構築&実現可能 |

### 3.2.3 千葉・京都間の合同振り分けの結果の比較

児相と市の合同振り分け調査の結果について、さらに2地域で比較した。

まず、京都、千葉の各研究フィールドにおいて、合同振り分けの対象となった40ケースに対する、チェックリストによる振り分け結果を比較した。この結果、図14、図15の通り、京都、千葉それぞれの児相、市の4機関のすべてにおいて、チェックリストの結果としては③支援ケースが最も多かった。

機関別に2フィールドを比較すると、児童相談所の結果においては、京都、千葉の双方において、③支援ケースの次に、②予防ケース、④介入ケースが同じケース数で続いた。また、双方において①情報のみに振り分けられたケースはなかった。一方、市の結果においては、南丹市、柏市で違いが見られた。③支援ケースの次に多かったのが、南丹市では②予防ケースの12件、柏市では④介入ケースの10件であった。南丹市では③介入ケースは3件、柏市では②予防ケースは1件であった。

なお、これらはあくまでチェックリストによる振り分けの結果であり、各機関の虐待対応への理念や考えを示すものではないことを理解する必要がある。

図14 40ケース全体に対するチェックリストの結果（京都、再掲）

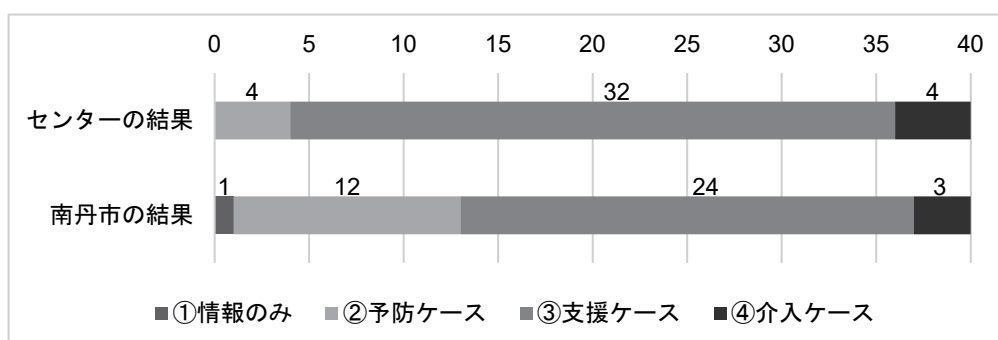
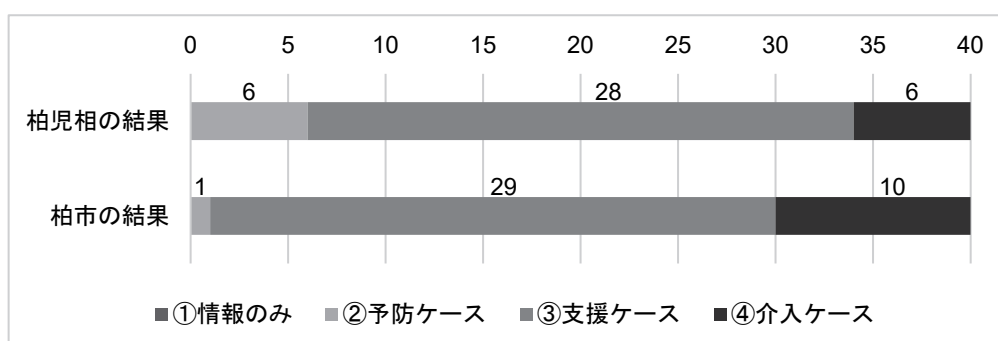


図15 40ケース全体に対するチェックリストの結果（千葉、再掲）



第1回合同振り分けでのチェックリストを用いた振り分けについて、京都においては、南丹市よりもセンターにおいて緊急性が高い結果が出たケースが多かったが、千葉におい

ては逆で、結果がずれたすべてのケースにおいて柏市の方が緊急性が高いと判断されていた。さらに、京都、千葉のいずれの児相においても③支援ケースに振り分けられたケース数が最も多く、次に多いのが②予防ケースと④介入ケースで、それぞれの児相における数が同じであった。一方、京都、千葉の市においては、②予防ケースが南丹市では 12 件を占めるのに対し、柏市では 1 件のみである。また、④介入ケースが南丹市では 3 件であるのに対し、柏市では 10 件であった。

次に、児相と市の第 2 回合同振り分けでの話し合いを通じ、チェックリストに依らないケースの振り分け直しをしたところ、京都では 13 件のすべてのケースにおいて、また千葉においては 2 件を除く 7 件のケースにおいて、初期対応の振り分け種別が一致した。初期対応方針への児童相談所および市の共通理解が、双方のフィールドにおいて概ね構築できた結果となった。

## 4 考察

本章では、調査結果と検討委員会の議論を踏まえ、事前に設定した4つのリサーチクエスションの解について検討する。最後に、リサーチクエスションの解を受け、実装に向けた通告の一元的運用モデルの更新案についても検討する。

### 4.1 リサーチクエスションの解

以下に、3章の研究結果から導いたリサーチクエスションの解を示す。なお、今回の調査フィールドにおける解であり、普遍的な解ではない可能性があることに留意が必要である。

#### 4.1.1 4つのケース振り分け案の妥当性

リサーチクエスションの1つ目は、「4つのケース振り分け案が児童相談所・市町村の双方にとって違和感ない振り分け先となっているか」であった。

合同振り分け調査会議の参加者から挙げられた意見により、本事業においては、4つのケース振り分け案は、概ね児童相談所・市町村の双方にとって違和感ない振り分け先となっているという結論が導かれた。特に、「不受理」という概念を取り入れず、振り分け種別の名称としても「不受理」という文言をなくした点について、昨年度事業と比較するとより使いやすくなったという声が合同振り分け調査会議に参加した児童相談所職員から挙げられた。

一方、「支援ケース」に振り分けられたケース全体を見るとその対応の緊急度にばらつきがあるとの意見が複数挙げられた。また、その緊急度を考えれば、「支援ケース」に振り分けられた一部のケースについては市町村ではなく児童相談所が担当すべきではないかという疑念の声も挙げられた。

今後の課題として、モデル案の活用の際には「支援ケース」の考え方や含まれるケースの再検討が必要である。

#### 4.1.2 市町村にとってのチェックリストの内容の妥当性

リサーチクエスションの2つ目は、「チェックリストの内容は市町村にとって違和感ないか」であった。

合同振り分け調査会議の参加者から挙げられた意見により、本事業においては、チェックリストの内容は、市町村にとっても大きな違和感はないという結論が導かれた。ここでのチェックリストの内容とは、対応方針を判断するための要素として取り上げた項目の内容や、チェックリスト全体の論理構造を指す。ただし、チェックリストの項目の一部文言

には誤解を招きやすいと考えられる箇所があった。よって、チェックリストの構造や内容というよりも表現等の文言の修正が今後の課題である。

#### 4.1.3 チェックリストの使い手による振り分け結果の差異

リサーチクエスションの3つ目は、「チェックリストを用い、市町村と児童相談所が同じ結果を導き出せるか」であった。

本事業においては、市町村と児童相談所が同じ結果を導きだすことは難しかった。京都、千葉の双方において、市町村と児童相談所の振り分け結果に占める振り分け種別数の割合の順はほぼ同じであったが、その割合には差が見られた。一方、京都、千葉の双方において、第2回合同振り分け会議での話し合いを通じて、京都においてはチェックリストの結果に差異が生じた13件すべてのケースで、千葉においてはチェックリストの結果に差異が生じた9件のうち7件で、児相と市町村の二者の判断が一致した。このように、児相と市町村の二者の虐待対応への考えは概ね一致していたが、チェックリストというツールの使い方によって振り分け結果に差異が生じてしまった。

また、合同振り分け調査会議への参加者のうち、児童相談所職員は昨年度のシミュレーションに参加している者が複数いたのに対し、市町村職員が利用するのは今回が初めてであったことから、チェックリストの文言をどのようにとらえて良いか悩んだことがあったと考えられた。特に千葉においては、第2回合同振り分けで話し合いを通じて二者の判断が結果的に一致した7件のうち6件で柏市が判断を変更していたことから、市町村のチェックリストの使い方によって判断結果に差異が生じたことがわかる。

以上のことから、チェックリストの使用者の理解度や考え方に依る部分があることがわかったため、同じツールをなるべく異なる機関の者が用いるうえでは、使い手に使い方を正しく理解してもらうことが必要だと考えられた。

また、合同振り分け調査会議で参加者から挙げられたチェックリスト項目に関する意見を基に、4.1.2で述べたチェックリストの文言の修正も含め、チェックリストのうち見直しが必要な項目を表25の通り洗い出した。

表 25 チェックリストの要見直し項目

| 見直しが必要なチェックリスト項目 |                                                                     | 合同振り分けの参加者意見                                                                             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| インテーク<br>#2      | 加害者が被害者に接触可能か                                                       | インテーク#2 の加害者について、DV 被害者としての保護者を虐待加害者として見て良いのか要議論                                         |
| インテーク<br>#4-5    | 子どもに影響の及ばない空間での家族内の暴力                                               | #4-5、#5-1 は深い理解が求められる項目。影響が及ばない空間について、物が当たらない・見えないというのはあるが、罵倒しているのが聞こえたときはどうなるか          |
| インテーク<br>#5-1    | #4-1～4-5 以外の虐待を疑う具体的なエピソードがあるか                                      | インテーク#5-1 の文言を要再検討。例示には危なさもある                                                            |
| セーフティ<br>#3      | 屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置<br>幼児の長時間又は夜間の放置<br>急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄 | セーフティ#3 の根拠となる「放置」を考える上では、子どもが自発的に家を出た場合や、保護者がすぐ近くにいる場合について考慮する必要がある                     |
| セーフティ<br>#7      | 子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある                                      | セーフティ#7 は、「場をコントロールせざるを得ない」という趣旨で更新かけたほうが良い                                              |
| セーフティ<br>#9      | 保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している（「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など）     | セーフティ#9 の根拠となる子どもの発言を考える上では、子どもの発達状況を考慮する必要がある                                           |
| チェックリスト全体の構造     | -                                                                   | 車内放置など命の危険が懸念されるネグレクトについて、セーフティから付けると○がつくが、インテークチェックリストから付けていくとセーフティチェックリストにたどり着かないことがある |
| チェックリスト全体の構造     | -                                                                   | 通告前の警察の対応や、チェックリストだと反映できない過去の情報によっては、それを知った段階で、明らかにチェックリストとは違う判断をした方がいい場合がある             |

ただし、1.2.3 の【2. 振り分け方】でも述べた通り、本事業で用いたチェックリストは、各自治体が活用する際に更新されることを想定しているプロトタイプであり、最終的には各地域に合わせて更新が必要なチェックリストを現時点で精緻にすることには限界があること、そして本事業以外でも虐待ケースへの対応の判断のためのツールは開発が進んでいることから、本事業の範囲でチェックリストの更新版を作成することは見送った。一方、チェックリストを用いる「使用者」の育成や、活用場面や活用の頻度といった「使い方」の検討が重要だと位置づけ、4.2 の一元的運用のモデル案に関する節で考察した。

#### 4.1.4 合同振り分けを通じた共通理解の構築

リサーチクエスションの4つ目は、「合同振り分けを通じて、通告の一元的運用に対して児童相談所および市町村間に共通理解を構築できるか」であった。

本事業においては、通告されたケースをその時点の情報を踏まえて初期対応の担当者を振り分ける考え方に、児童相談所および市町村間に一定の共通理解を構築できたという結論が導かれた。

第2回合同振り分けでの話し合いによる振り分け直しの結果を見ると、多くのケースで共通理解が構築できたと言える。振り分け直しの過程に大きく意見が割れる、議論が膠着すると言った場面もみられなかった。また、共通理解が構築できたものの、現実的には対応が難しいと判断されたケースはなかった。

今回調査に参加した2フィールドにおいて、もともと児童相談所と市町村に良い協働関係があったことは考えられるが、自治体の規模や通告対応件数が異なる2フィールドの双方でこのような共通理解の構築ができた背景には、以下のようなことが考えられる。

- 畠山座長による虐待対応の在り方に関する研修や、事務局による本調査の意義の説明研修を行い、調査の主旨を十分理解いただけるよう努めたこと
- 話し合いの内容がニュアンスも含めて率直に伝わるよう、合同振り分け会議をリモートとせず、極力お互いの顔の見える形で実施できるよう場所やレイアウトを調整したこと
- 児童相談所と市町村の双方から実際に受理しているケースを持ち寄り、対等に振り分け作業や話し合いを行うことで、お互いの考え方や立場上の制約への理解を深めたこと

ただし、個々のケースを見ていけば現実的には対応が難しいと判断されたケースはなかったものの、実際に通告の一元的運用によって振り分けていくと、初期対応を市町村が担うケース数の増加や、ケースの内容が多様になることに留意が必要である。通告の一元的運用において市町村が無理なく対応していくには、市町村の体制整備の検討が必要である。

## 4.2 通告の一元的運用モデル案

「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告の一元的運用に関する実証的調査研究事業』」報告書の考察に倣い、通告の一元的運用モデルは、1. 前提となる考え方、2. 振り分け方、3. 対応体制、4. 対応フローの4つの要素から成るとする。以下では、4つの要素について本事業で示されることを述べる。

### 4.2.1 通告の一元的運用の前提となる考え方

まず、「表3 令和2年度事業の結果から示された、「通告窓口の一元的運用」の定義」で示した通告の一元的運用の定義を正しく理解しておくことが必須である。定義について、本事業における変更はない。また、通告の一元的運用の定義はどの自治体で導入するにあたって共通すべきであるが、その体制やフロー、チェックリストといった具体的なモデルは、活用できる資源といった自治体特有の事情によって異なると考えられる点も、これまで議論されてきた通りである。

ただし、本事業を通じていくつか新たに検討されたこともある。

まず、通告の一元化を導入する目的について再確認することができた。それは、児童相談所の業務負担の軽減ではなく、多様化する通告ケースをより適切な対応機関に振り分けるということである。

次に、理想的な通告の一元的運用に対する、現状の制約も確認することができた。本来、一元的な体制の構築にあたっては、適切な対応機関へのケースの振り分けという「判断の正確性」と、ケースへの「対応の迅速性」の両方を担保する必要がある。しかし、児童相談所や市町村に寄せられる虐待通告等の情報は断片的で不確定性が高いことが多いため、正確に判断を行うことはもともと容易ではない。また、適切な振り分けをするための判断材料となる子どもの所属先等の基礎情報やこれまでの支援経過について迅速に確認することも容易ではなく、このことが対応の迅速性の妨げにもなっている。

以上のように、「虐待の可能性がある」段階での通告の特性上及び現状の情報共有システムの体制などから、迅速かつ正確に振り分け判断をするためのハードルは未だ高いと言える。通告の一元的運用を導入する場合であっても、このハードルがすべて解消されるわけではない。このことを踏まえ、本事業の範囲においては、まずは、対応の迅速性を優先し、少ない情報を基に緊急性を判断し、その時点での最善の対応に繋げていく仮説的な振り分けを行うことを定義としていることを改めて確認しておきたい。

ただし、判断の正確性を軽視して良いわけではない。現在、要保護児童等の情報共有システムの構築の検討が推進されていることも踏まえ、システムをより発展させて、近い将来、通告受理後の正確な振り分け判断のための十分な情報取得ができるようになっていくことを期待したい。

#### 4.2.2 振り分け方

表 5 で示した 4 つの振り分け種別、およびチェックリストの令和 2 年度モデルに対し、本事業での合同振り分け調査を通じ、一部見直しが必要な点が生じた。見直すべき点については 4.1.1、4.1.2、4.1.3 で示した通りで、本事業では更新を検討すべき点の提示にとどめる。

#### 4.2.3 対応体制・組織図

本事業の検討を通じての変更はないため、1.2.3 で示した令和 2 年度のモデルを参照いただきたい。

#### 4.2.4 対応フロー

本事業では、対応フロー案の更新版を作成した。検討委員会では「初動後の具体的な対応についても検討すべき」という意見が複数挙げられたことや、対応フローについて複数の案が挙げられたことから図 16 で示す A 案、図 17 で示す B 案の 2 つの案を作成した。自治体の人口規模、児童相談所と市町村の距離、情報共有システムの整備状況などに応じ、適切な振り分けフローになるよう最適化することが必要である。

A 案は、通告を受け付けてすぐ初期対応担当を決める振り分け（1 段階目）と、ケースを調査し深く検討して具体的な対応を決めていく振り分け（2 段階目）を別とするフローである。一方 B 案は、通告を受け付けてすぐ初期対応担当を決める振り分けと、ケースを調査し深く検討して具体的な対応を決めていく振り分けを、同時に振り分けるフローである。ただし、どちらの案においても、その振り分けが絶対的な決定権を持つものではなく、対応を進める中で新たに判明した情報がある場合や、緊急度が高まった場合には柔軟に主担当が変わることもありうるフローとしている。

図 16 フローA案【2段階振り分け】

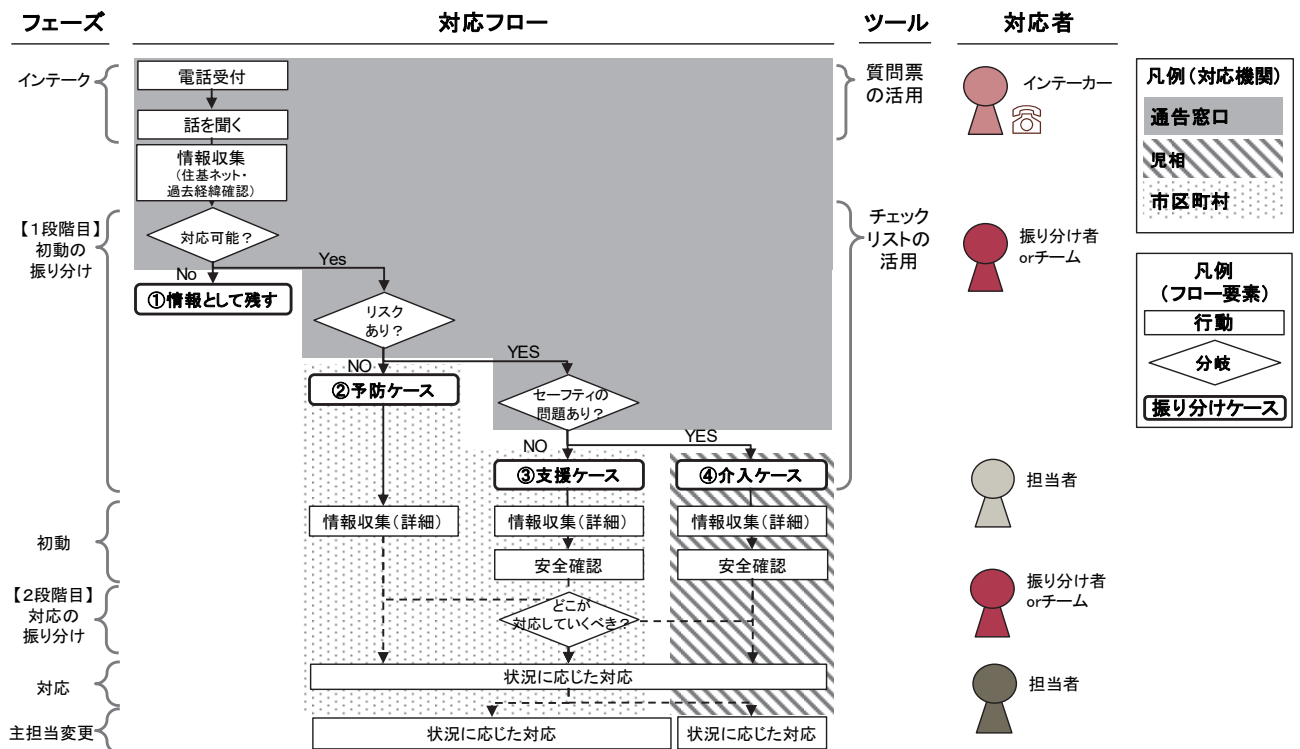
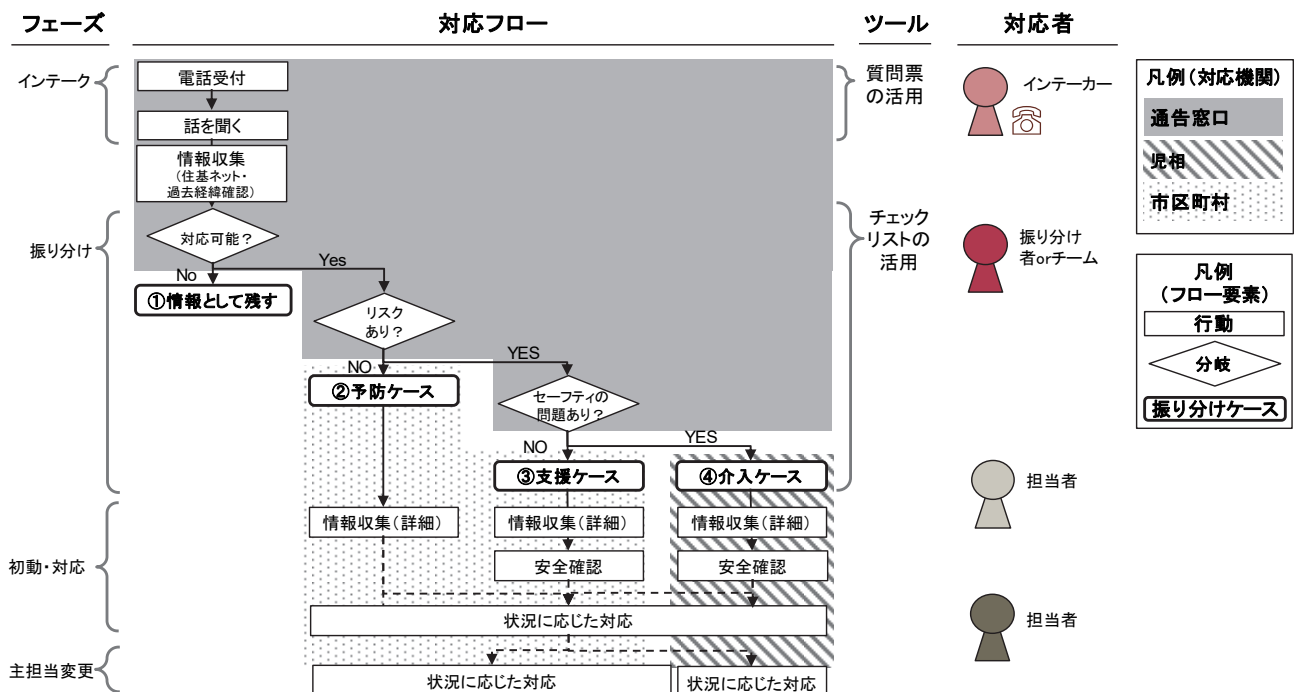


図 17 フローB案【1段階振り分け】



## 4.3 通告窓口の一元的運用を自治体に導入する条件

### 4.3.1 導入に適する自治体

令和元年度事業で整理した、通告窓口の一元的運用に適する自治体の条件を表 26 の通り再掲する。

表 26 通告窓口を一元的に運用することが適する自治体の条件<sup>25</sup>

一元的運用のニーズが高い自治体の条件と、一元的運用のモデルとなりうる自治体の条件は異なるものと考えた。

前者については、一元的運用による効率的なケースの振り分けが必要とされている自治体であると考えられた。例えば、児童相談所の職員数に対して通告・相談件数が多いような業務負担の高い児童相談所がある自治体や、児童相談所の管轄する行政区域が広い自治体である。

一方、後者については、スムーズに導入・実施が進む自治体がモデルになりやすいと考え、児童相談所と自治体（市町村）の連携が取りやすい自治体ではないかと考えられた。例えば、児童相談所の管轄する行政区域が狭い自治体や、児童相談所と自治体（市町村）のコミュニケーションが頻繁に交わされている自治体である。よって、政令指定都市や、県庁所在地である自治体、都市周辺の自治体等がモデル地域の候補となるであろう。

また、本事業を通じては、委員から、一元的運用の導入の前提となる児相・市町村間の虐待対応への協働意識と主体性の醸成や価値観の統一は、大規模自治体や、通告件数が多く業務負担の高い自治体においてそのハードルが一層高いことが指摘された。このとき、児童相談所設置自治体が都道府県であるか政令市・中核市・特別区であるかといった自治体種別を問わない。大規模自治体においては、児相と市町村の担当者間の顔の見える関係が作りづらいことや、通告件数が多く業務負担の高い自治体においては、児童相談所も市町村も業務に追われる状況で協働意識を持つまでの余裕がないことが理由にある。導入の検討にあたっては、このことに十分に留意する必要がある。

### 4.3.2 導入ステップ

令和元年度事業で整理した、通告の一元的運用の導入ステップを以下の通り整理する。通告窓口の一元的運用を他自治体で導入する際には、以下のような順番で進めていくことが望ましいと考えられる。

<sup>25</sup> 令和2年3月 PwC コンサルティング合同会社「令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業『通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業』」より引用

表 27 通告の一元的運用の導入ステップ<sup>26</sup>

|                             |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①体制の確認                      | 自治体における通告窓口の現状、虐待通告対応フロー、それぞれの振り分け先の機関の役割、振り分けの対象となるケースを整理する。                                                                                                                                      |
| ②モデル案の策定                    | 自治体で実現したい通告窓口および虐待通告対応フローのモデル案を策定する。                                                                                                                                                               |
| ③シミュレーションの設計                | ②で策定したモデル案に基づき、本研究で作成したシミュレーションフロー、確認事項票、チェックリストを参考に、各自治体の実情に合わせたあつらえを行ったうえで、シミュレーションを設計する。通告ケース数が少数で、ある程度合議の上の振り分けができるのであれば、児童相談所・市町村混合チームでの振り分け協議の採用も可能である。各自治体の事情に合わせた使用ツールを準備の上、シミュレーションを設計する。 |
| ④インターカーを含む関係者に対する研修の実施と共通理解 | 本研究で作成したインターカー研修資料を参考にし、DR の概念、振り分けの意義に対する共通理解をはかるためのインターカー研修を実施する。                                                                                                                                |
| ⑤シミュレーション実施                 | ③の設計に沿って、シミュレーションを実施する。                                                                                                                                                                            |
| ⑥振り返り 1                     | シミュレーションの実施後、シミュレーションを振り返るとともに、改善点を洗い出す。                                                                                                                                                           |
| ⑦振り返り 2                     | 初回訪問・及び 3～6 か月後の家族の様子、再通告の状況などを検証する。                                                                                                                                                               |
| ⑧本格運用                       | 本格運用に入る。                                                                                                                                                                                           |

<sup>26</sup> 令和 2 年 3 月 PwC コンサルティング合同会社「令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業『通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業』」より引用

## 5 まとめ

本事業の成果と、今後に向けて見えてきた課題を以下の通り記載する。

### 5.1 本事業の成果

本事業の成果は、4つのリサーチクエスションの解を導いたこと、また、通告の一元的運用のモデル案を更新したこと、そして後述する通告窓口の一元的運用の実装に向けて検討が必要な課題を整理したことにある。

### 5.2 今後に向けての課題

令和3年以降、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会での議論が活発化しており、本年2月に取りまとめられた報告書では、より母子保健分野や子育て分野に注力することや、その支援の中心を基礎自治体である市町村が担当するといった内容が示された。具体的には、児童福祉分野を担当する子ども子育て総合支援拠点と母子保健分野を担当する子育て世代包括支援センターの組織再編による、一体型の相談支援マネジメントが目指されている。この対応は、虐待予防の役割を果たすと期待されるが、議論の推移を踏まえると、虐待が起きた後の支援の文脈においても今後、市町村による家庭・養育環境支援のニーズが高まる可能性がある。また、児童以外の福祉領域、保健領域でもそれぞれに包括支援の仕組みが取られているが、近年、それらの分野をさらに包括した重層的相談支援体制の整備も求められていることを踏まえると、虐待対応業務が一体型の相談支援マネジメントに内包されていくとも考えられる。

以上の動向から、本事業で明らかになったことも踏まえ、通告窓口の一元的運用の実装に向けて検討が必要な課題を以下に記載する。

#### 5.2.1 市町村による相談支援のマネジメント体制整備

前述の通り、市町村が担う機能として、相談支援マネジメントが新たに期待されている。具体的には、相談を受け支援につなぐために市町村が具体的な支援提供計画を示す「サポートプラン」（仮称）を作成することで、特に支援の必要性の高い世帯については、複数の支援サービスを計画的・効果的に提供することができる。

また、その相談支援の対象ケースが児童相談所による支援が必要なケースに発展していく可能性がある。これは市町村が一元的な通告窓口の役割を担うことに近い。

このように、自発的に支援を求める相談から、子どもの安全を守る緊急性の高い相談までを一体的に受理し、適切に支援機関や支援サービスに繋げるには、それを実現可能とす

る体制を整備する必要がある。市町村または新たに設置される再編機関には、人員配置および職員の専門性の向上の2点が求められる。

専門性については、4.1.3でも指摘したチェックリストの使用者の使い方に関係する。具体的には、インテークの際に情報収集が十分にできること、チェックリストに記入する際のはい・いいえの判断が適切にできるアセスメントスキル、主担当に振り分けられた者に繋ぐ際のコミュニケーションスキルなどが含まれる。

なお、ここまで市町村が相談支援のマネジメントを担い、そこに虐待対応業務が含まれていくものとして記載したが、市町村のみが唯一解ではない。通告の一元的運用、そしてその振り分け判断を専門で担うような第三者組織の設置も検討課題である。

## 5.2.2 市町村がよりよいソーシャルワーク<sup>27</sup>をするための体制整備

5.2.1では相談支援のマネジメントを担うための市町村の体制整備の必要性について触れたが、本項では、相談支援ではなくソーシャルワークを担う主体としての市町村の体制整備に触れる。

一元的な通告窓口が設置され、適切な対応のための振り分けの仕組みが整うと、市町村はこれまでよりも多くのケースに対応する必要があるが生じる。令和元年度、2年度の「子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告の一元的運用に関する実証的調査研究事業』」で行った振り分けシミュレーションでは、現状児童相談所が対応しているケースのうちの6～7割は、市町村にて対応することが適切であるという結果がある。詳細は表18を参照いただきたい。

このような対応ケース数の増加を見据え、市町村のソーシャルワークを担う人員配置およびその職員のソーシャルワークの専門性の向上の2点が必要であると考えられる。

## 5.2.3 警察による面前DV通告への対応の在り方の検討

現状、警察が受け付けた面前DVが疑われるケースの全件が児童相談所に通告されている。令和2年度には、初めて全国の児童相談所が受けた全通告件数に占める警察からの通告の割合が50%を超えた。令和元年度から今年度の「子ども・子育て支援推進調査研究事業『通告の一元的運用に関する実証的調査研究事業』」においても、およそ1か月間に通告受理したケース全体のうち、警察からの通告が、福岡市こども総合相談センターでは58%を、京都府家庭支援総合センターおよび柏児童相談所では44%を占めていた。また、

<sup>27</sup> ここでは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかけることを指す。日本ソーシャルワーカー連盟「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を参考とした。

(参照 URL : [http://jfsw.org/definition/global\\_definition/](http://jfsw.org/definition/global_definition/))

面前 DV を理由とする通告が、福岡市こども総合相談センターでは 37%、京都府家庭支援総合センターおよび柏児童相談所では 25%を占めた。

また、令和元年度調査研究の報告書では、今後の課題として面前 DV に関して以下のよう  
に指摘している。

表 28 令和元年度調査研究の報告書における  
警察からの面前 DV に関する通告の在り方に関する指摘<sup>28</sup>

調査結果では、警察からの通告の 134 件のうちの 86 件がいわゆる「面前 DV」であったが、その面前 DV のケースについて、チェックリストによる振り分け結果は、2 件が「①虐待通告として受理しない」、74 件が「②虐待通告として区が受理」、10 件が「③虐待通告として児童相談所が受理する」であった。一方、評価による振り分け結果は、2 件が「①虐待通告として受理しない」、84 件が「②虐待通告として区が受理」であった。面前 DV 通告のほとんどにセーフティの問題がないという結果を踏まえ、今後の面前 DV への対応を検討していくのが望ましい。ただし、市町村に面前 DV 通告が振り分けられた場合に、市町村ではどのような初期対応を行うのか、児童相談所が現状行っていることと同じでいいのか、あるいは、市町村ならではの対応を行うのかについて検討する必要がある。その検討結果も踏まえた上で、面前 DV 通告に対するセーフティやリスクの考え方も再検討する必要がある。

以上のことから、警察による面前 DV の通告への対応の在り方については、通告の一元的運用の導入にかかわらず検討の必要性が残っている。

#### 5.2.4 様々な自治体における振り分けモデル類型の研究

より多くの自治体に一元的運用の導入を検討してもらうためには、通告の一元的運用のモデルパターンを提示することが有効と考えられる。パターンの検討にあたっては、体制構築に課題を抱える自治体を対象に伴走支援し、その具体的な課題を明らかにするとともに解消アプローチを提示する実証的研究を通じて、取りまとめる方法が考えられる。

なお、近年いくつかの特別区が設置した児童相談所においては通告一元的運用に近いシステムが試行されている。社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ（平成 30 年 12 月）で示された通り、政令市・特別区・中核市といった児童相談所と市町村が同じ自治体の方が、都道府県設置児童相談所と比較して実現しやすいためであると考えられる。しかし、都道府県が設置した児童相談所と基礎自治体の組み合わせの方が体制構築のハードルは高い一方で、通告の一元的運用のニーズも高いと考えられる。よって、都道府県におけるモデルパターンをさらに示すことが必要である。

<sup>28</sup> 令和 2 年 3 月 PwC コンサルティング合同会社「令和元年度子ども子育て支援推進調査研究事業『通告窓口の一元的運用に関する調査研究事業』」より引用

これまでの調査研究フィールドの事例も含め、モデル案の類型化をすることで、より多くの自治体に参考にしてもらえると考えられる。



## 付録

付録1 インターネット<sup>29</sup>

東京都

令和3年度厚生労働省補助事業「通告の一元的運用に関する調査研究」資料

インテーク振り分け チェックリスト

職員番号

書面・電話

相談番号

記入に要した時間

シミュレーションNo.

検証対象

はい・いいえ

目的：  
聞き取った内容を基に、子どもに対する適切な対応に仮説的に振り分けるために振り分ける。

基本的考え方：児童相談所が調査できない内容、および虐待の疑いがあると言いつけられない内容は、いわゆる通告受理の義務（安全確認の時間枠等）は適用せずに対応を行う。

使い方：左の1から右の5に向かって進める。4および5の間では、あてはまれば○を記入する。

子どもの居所が概ね特定可能か

加害者が被害者に接触可能か

主に1か月以内の虐待の情報

はい

はい

はい

はい

はい

はい

いいえ

いいえ

いいえ

①情報のみ残す

②予防ケース

②予防ケース

項目

該当すれば○

1

保護者を伴わない中学生以上のみでの在宅

2

保護者を伴わない小学生のみで居間短時間（4時間以内）での在宅

3

小学生以上をベランダや戸外に短時間（15分程度）出す

4

子どもの泣き声や、脅迫まで行かない怒鳴り声\*についての通告

5

子どもに影響の及ばない空間での家族内の暴力

合計

\*「いいい」加減にしなさい」と子どもを叱る怒鳴り声等

項目

該当すれば○

1

4-1～4-5以外の、虐待を疑う具体的なエピソード\*\*がある

2

通告者を問わず、同じ子どもについての児童相談所または市への再通告である

合計

\*\*虐待を疑ったことをインテーカーが説明できるエピソードであればよい、前提として所内で共通認識を築いておくことが必要である。

○の合計数

結果（どちらか○）

1個以下

5へ

2個以上

③支援ケース  
④介入ケース  
※裏面へ進む

○の合計数

結果（どちらか○）

0個

②予防ケース

1個以上

③支援ケース  
④介入ケース  
※裏面へ進む

1

## 付録2 セーフティチェックリスト<sup>30</sup>

| 京都府                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 令和3年度厚生労働省補助事業「通告の一元的運用に関する調査研究」資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                         |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|---|-------|------------------------------------------------------------|--|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---|-------|---------------------------------------------------------------------|--|---|-------|------------------------|--|---|-------|---------------------------------------------------------------------|--|---|------|------------|--|---|----|--------------------------------|--|---|----|---------------------------------------------------------|--|---|----|-----------------------------------------------------------------|--|----|--|--|--|-------|-------|---------------|------|----------|--------|----|------------------------|--------|
| セーフティ振り分け チェックリスト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">職員番号<br/><div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div></div> <div style="width: 30%;">通告形態<br/>書面 ・ 電話</div> <div style="width: 30%;">相談番号<br/><div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 30%;">記入に要した時間<br/><div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div></div> <div style="width: 30%;">シミュレーションNo.<br/><div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div></div> <div style="width: 30%;">検証対象<br/>はい ・ いいえ</div> </div> |                                                                                                         |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p><b>概要</b></p> <p>目的: 子どもにセーフティの問題があるかどうかを基に振り分ける。</p> <p>基本的な考え方: 「今まさに子どもが脅かされていて、速やかに子どもの安全を確保する必要がある」とき、セーフティの問題ととらえる。セーフティの問題があれば介入ケースに、それ以外は支援ケースになる。</p> <p>使い方: 下記項目に対して「はい」の場合は○を記入する。<br/>○の合計が1個以上であれば介入ケース、0個であれば支援ケースに振り分けられる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                         |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| <p><b>1 下記項目に該当するか</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>#</th> <th>カテゴリ</th> <th>得られた情報</th> <th>該当すれば○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>身体的虐待</td> <td>医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの身体的な影響、または、新旧多数のあざがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ネグレクト</td> <td>ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良)<br/>※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ネグレクト</td> <td>屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置<br/>幼児の長時間又は夜間の放置<br/>急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ネグレクト</td> <td>子どもの発達程度にそぐわない長時間の夜間放置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ネグレクト</td> <td>治療や検査が必要であるにも関わらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死性的あるいは非可逆的な影響がある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>性的虐待</td> <td>性的虐待の疑いがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>複合</td> <td>子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>複合</td> <td>子ども自身が、一時保護に了承している。もしくは、行政機関に保護を求めていると思われるレベルで帰宅を拒否している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>複合</td> <td>保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している(「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>○の合計数</th> <th>SA/RA</th> <th>結果<br/>(どちらか○)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1個以上</td> <td>セーフティの問題</td> <td style="background-color: #f8d7da;">④介入ケース</td> </tr> <tr> <td>0個</td> <td>リスクの問題<br/>(セーフティの問題なし)</td> <td style="background-color: #fff3cd;">③支援ケース</td> </tr> </tbody> </table> </div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | #                                                                                                       | カテゴリ   | 得られた情報 | 該当すれば○ | 1 | 身体的虐待 | 医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの身体的な影響、または、新旧多数のあざがある |  | 2 | ネグレクト | ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良)<br>※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く |  | 3 | ネグレクト | 屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置<br>幼児の長時間又は夜間の放置<br>急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄 |  | 4 | ネグレクト | 子どもの発達程度にそぐわない長時間の夜間放置 |  | 5 | ネグレクト | 治療や検査が必要であるにも関わらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死性的あるいは非可逆的な影響がある |  | 6 | 性的虐待 | 性的虐待の疑いがある |  | 7 | 複合 | 子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある |  | 8 | 複合 | 子ども自身が、一時保護に了承している。もしくは、行政機関に保護を求めていると思われるレベルで帰宅を拒否している |  | 9 | 複合 | 保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している(「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など) |  | 合計 |  |  |  | ○の合計数 | SA/RA | 結果<br>(どちらか○) | 1個以上 | セーフティの問題 | ④介入ケース | 0個 | リスクの問題<br>(セーフティの問題なし) | ③支援ケース |
| #                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | カテゴリ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 得られた情報                                                                                                  | 該当すれば○ |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 身体的虐待                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの身体的な影響、または、新旧多数のあざがある                                              |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ネグレクト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ネグレクトの結果によって、医療機関を受診している、もしくは医療機関の受診の必要があると思われるほどの、急性期の身体的な影響(脱水、低血糖、低体温、栄養不良)<br>※ 低体重、低身長などの慢性的な影響は除く |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ネグレクト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 屋内外を問わず、保護者を伴わない乳幼児の放置<br>幼児の長時間又は夜間の放置<br>急性の精神病状態又は酩酊による乳幼児の養育の放棄                                     |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ネグレクト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 子どもの発達程度にそぐわない長時間の夜間放置                                                                                  |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ネグレクト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 治療や検査が必要であるにも関わらず医療機関を受診しない、あるいは、入院を拒否する。そのことによって致死性的あるいは非可逆的な影響がある                                     |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 性的虐待                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 性的虐待の疑いがある                                                                                              |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 7                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 複合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 子どもの身体・生命が脅かされるような具体的なエピソードがある                                                                          |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 複合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 子ども自身が、一時保護に了承している。もしくは、行政機関に保護を求めていると思われるレベルで帰宅を拒否している                                                 |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 複合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保護者自身が、加害を示唆する行為を伴って子どもへの拒否感を示している(「子どもの首に手をかけた」「子どもに包丁を向けた」など)                                         |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                         |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| ○の合計数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | SA/RA                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 結果<br>(どちらか○)                                                                                           |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 1個以上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | セーフティの問題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ④介入ケース                                                                                                  |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |
| 0個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | リスクの問題<br>(セーフティの問題なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ③支援ケース                                                                                                  |        |        |        |   |       |                                                            |  |   |       |                                                                                                         |  |   |       |                                                                     |  |   |       |                        |  |   |       |                                                                     |  |   |      |            |  |   |    |                                |  |   |    |                                                         |  |   |    |                                                                 |  |    |  |  |  |       |       |               |      |          |        |    |                        |        |

<sup>30</sup> 研究フィールドである千葉と京都のうち、京都で使用したセーフティチェックリストを掲載。

## 付録3 事前研修スライド（畠山座長作成分）

### 通告・相談ケースを受け付けることの 意味とインテークの大切な役割 子ども虐待対応は何を目指すのか？

神戸女子短期大学  
畠山由佳子

[yukakohatakeyama@gmail.com](mailto:yukakohatakeyama@gmail.com)

©畠山由佳子（本研修内容の無断転用を禁じます。）

### この研修の目的

1. 「振り分け」の目的の明確化  
一ただの「振り分け」に終わらせないために
2. 「振り分け基準」とは何か？  
一どのような基準でどのような対応に振り分けるのか？そのためには何が必要なのか？

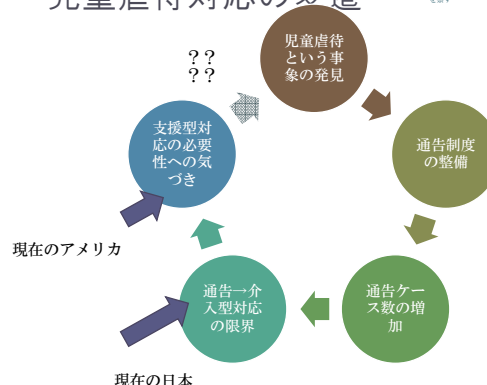
そして子どもの安全にかかわるような通告・相談を日本の児童福祉ではなぜ受け付けるのか、その先にある目的はなんなのか？

### この国における子ども虐待対応制度

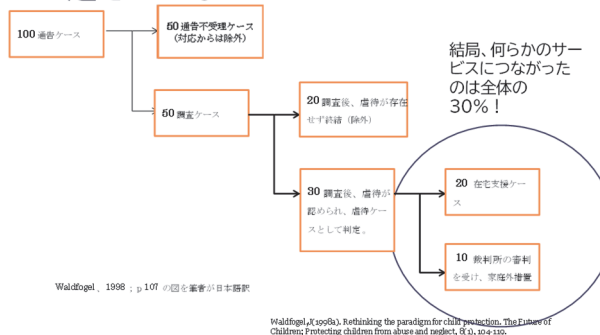
児童虐待防止法ができてから21年  
子どもの権利条約に批准してから27年  
通告制度が整備された。  
→児相・189・市区町村福祉事務所  
虐待の疑いのある子どもを発見したら通告  
ほとんどすべての通告を受理  
→すべて48時間以内で安全確認

\*これで何を守ろうとしているのか？  
子どもの安全？子どもの最善の利益？

### 児童虐待対応の変遷



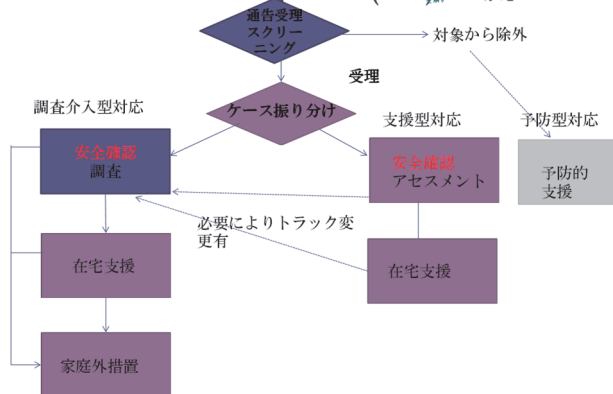
### 虐待対応先進国アメリカではこんなことが起きていました・・・



### アメリカの1990年代の様子・・・

- 通告ケースが支援につながらないまま、再通告されるケースが多いこと。
- 通告ケースを支援に繋げるためには、調査を基盤とした強制介入型対応は効果的ではないこと
- 通告ケースの多さにより、すべてのケースを調査するには人的・経済的負担がかかること。
- 通告ケースにマイノリティや貧困層の偏りが見られる。  
(必要なところに支援が届いていない可能性)

## Differential Response(DR)の流れ



| 調査介入型対応と支援型対応のちがいは？ |                                                                                      |                                                                            |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|                     | 調査介入型対応                                                                              | 支援型対応                                                                      |
| 焦点                  | 虐待またはネグレクトが本当に起こったかどうか？<br>誰に責任があるのか？<br>どのようにして子どもの安全を確保するか？                        | 何が子どもの安全を脅かしているのか？<br>家族やコミュニティの持つ強みや資源は何か？<br>家族が持つどのような領域が強化されなくてはならないか？ |
| 目的                  | 通告内容が認められ得たかどうか、虐待者と被虐待者の判断を下す。                                                      | 認められた問題点について、家族、親戚、コミュニティのサービス提供者の協働を促し、明らかにした家族のニーズに対するサービスや支援への参加を促す。    |
| 最終結果                | 通告内容が実際に証明されたかどうかの判断が下されなくてはならない。                                                    | ケースワーカーは虐待がどうかの「判定」を行う必要はない。                                               |
| データベース              | 虐待者の名前は州の法律に準じてデータベースに保存される。                                                         | 通告された虐待者の名前はデータベース上に記録はされない。                                               |
| サービス                | ケースがオープンされるならば、援助計画が作成され、サービスが提供される。差別的所が介入するケースに対しては、家族がサービスへの参加に対して裁判所命令を受ける場合がある。 | 自主的参加によるサービスが提供される。家族が参加しない場合は、ケースが閉じられるか、または他の対応へ切り替えられる。                 |

\* 予防的対応はこの表にはないが、不受理のケースについて「支援の紹介を行い、自主的な参加を促す」試みをコミュニティ民間団体と協働で行う（カリフォルニア州オレンジ郡の例）

Schene, Patricia. 2008. Child Welfare Information Gateway. Differential Response to Reports of Child Abuse and Neglect. Issue Brief.

どんな基準でどのような対応に振り分けられるのか？

振り分け基準は成熟していくもの

例) 身体的虐待でも

故意に子どもを傷つけている事例→調査介入型

純粋に「しつけ」として体罰を用いている(そして程度を加減している)→支援型対応

常に考えるべきは「虐待かどうか」ではなく、子どもと家族ためにどう対応すべきか？では？

- \* その他、振り分けの例でいえば…通告義務のある通告者による通告、教育ネグレクト・監督欠如、親子間の軋轢、親の養育スキルが低いことが原因となるケース、安全が確保されているDVケース、薬物依存ケース、低度から中度のネグレクトの初回通告などなど。(基準+振り分けミーティング+SVチェックで振り分ける)
- 初期対応からなるべく家族を支援につなげることを優先した対応にした方がよいと思われるのはどのようなケースかを考える

## 虐待通告対応システムはなぜあるのか？

→子どもが安全・安心に育つ環境を社会が保障するため？

1. 子どもの安全に懸念がある状況を早期に発見するため  
そうするためには……社会に早期発見を啓蒙し、通告を促す  
←インテーカーの出番！

→啓蒙すればするほど、ノイズも多くなる(いろいろなケースがまじってくる。例:泣き声通告)。

では発見してどうするのか???

2. 早期に家庭を支援につなぐため(こっこのケースの方が断然多い)  
←家庭が安全・安心な環境になるように支援

3. 必要時に子どもの安全を確保するため  
→子どもを危険な状況から救出する。

どうやって雑多なノイズが混じったまま2と3の区別をつけるのか???

初期対応は区別なんかつけないでも全件同じように「48時間安全確認」「何かあれば緊急保護」のスタンスでいってしまえばいい!! →というのが日本の現在のスタンス

本当にそれで子どもの安全まもれますか？

## インテーカーの大切な使命

インテーカーの役割は雑多なノイズの混じった通告から「家族・子どもはどのような状態で、何を必要としているのか」を理解するための情報をまず収集することです……

1. 相談・通告で入ってきたケースに対して適切な判断を行う。

対応が必要なかどうかを判断する(インテークアセスメント)  
しらみつぶしじゃなくて、「本当に子どもの安全に懸念のある(虐待相談の可能性のある)通告なのか?子ども以外の誰かの安心のための対応ではないのか?」

適切な対応は何かを判断する(セーフティアセスメント):  
この相談・通告に対する適切な初期対応は2「家庭への支援につなげること」なのか?3「子どもの安全確保」なのか?

でもインテーカーの役割はそれだけじゃなくて……

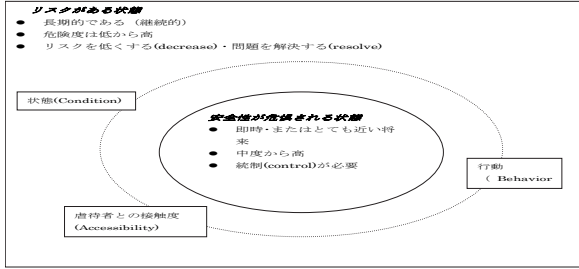
2. 虐待のみを焦点に置くのではなく、なるべく幅の広い情報を収集する(New!これが大事!)

→初回訪問に行く支援者が「だめですよ! (注意喚起! ?) 以外のどのようなアプローチでいけば支援につながりやすいか」のヒントになる!

→最終的には子どもを守るためにすることは、児相に通告して「子どもを救出する」ことだけではないという社会全体の意識変革(パラダイムシフト)を目指す(ここが実はDRの最大の目的)

## セーフティ（安全が危惧される状態）とリスクの違い

(Illinois DCFR リスクアセスメント研修テキストより)



安全性 (Safety) とは、収集された情報をアセスメントすることにより家庭または親権をもつ者のケアを受ける子どもが即時に（または近い将来）、中度から高度の危害を受けることがないと考えられる状態

- リスクがある状況→サービスプラン（援助計画）
- 安全性が危惧される状況→サービスプラン・緊急保護

## セーフティー（子どもの安全に強く懸念がある状態）

### 現時点での子どもの安全

→子どもに対して具体的な危険が一定の時間枠（差し迫った将来）に起こる可能性があるか。  
→子どもの安全確保のために、危険の原因を取り除くか子どもを保護しなくてはならない状態。

環境のコントロールが必要。→セーフティプラン

★初回訪問の段階でアセスメントするのがセーフティ。

★安全確認は「生きているかチェック」ではない。

→この後、同じ条件であれば子どもに中～重度程度の危険が及ぶ可能性があるか？

## リスク

- 将来、マルトリートメントや虐待が起こる可能性→そしてそれによって子どもに危険が及ぶ可能性がある。
- 家族の脆弱性も含める（発生要因）。
- リスクが高いからといって、子どもに危害が及んでいる、又は確実に及ぶとは限らない。
- 家族が持つストレングスやレジリエンスによって軽減も可能。
- 支援によって緩和・軽減が可能。

## ニーズ

- 家族自身が訴えるニーズと支援者がリスク軽減のために必要だと考えるニーズのバランス
- 支援計画には何を優先させて反映させるか？
- 具体的生活支援を提供することによって支援につながりやすい
- FGDM(家族メンバーの意思決定参加の場面)を用いて引き出す  
→リスク軽減のための支援やセーフティプランも交えて

## ストレングス≠プロテクティブ要素

- 誰にでもどんな環境にでもストレングスはある。
- ストレングスは「強み」「長所」だが、「短所」「弱み」と表裏一体。  
(例)頑固⇔意志が強い
- うまくそれが適切なタイミングで適切な形で発揮できれば子どもの安全を守るための「プロテクティブ要素」になることが可能(そうさせるのも支援の一部)。
- ストレングスだけでは、リスクを減じることはいできない。それをプロテクティブ要素に変える必要がある。→支援の1つ

(例)近所に祖母が住んでいる(ストレングス)

→祖母が子どもの安全確認の意識を持ち、実際、週3回家族を訪問し、家事を手伝う。子どもを見守る。  
(プロテクティブ要素にするための条件を家族と設定し、共有)

・・・でも必要な情報を収集して判断するのは難しいですね？

- 的確な意思決定のためには、その意思決定に必要な情報を正確に幅広く集めなくてはならない
- 情報の収集にバイアスがあってはいけない。
- でも通告者は「心配だから」電話してきている。  
→温度差があるのは当たり前。

★インターカーの役割は通告の内容の真偽を証明するものではない。しかし、この先の対応がどのようなものになるのかの判断に必要な情報をなるべく多く収集することである。また、できる限り家族の支援につながるために役に立つ情報を収集することである。

★インターカーが最終的な判断を下すのではなく、のちにケースワーカー等、複数の人間による多方面からの情報の判断によってケースについての判断を下す。(個人の責任で判断しない！)

Helping in Child Protective Services (1991), American Humane Association)

## ちょっとワークをやってみましょう

- 通告者役とインターカー役を決めます。
- 通告者役のみに「通告内容」をお渡しします。  
あなたはお渡しした「通告内容」にそって、インターカーに「虐待通告」をしてもらいます。
- インターカー役の方も配布した紙に沿って通告内容をメモしてください。

この状況が正確に把握できていたでしょうか？



## ふりかえり

通告者役の方  
→ 絵の状況が正確に把握できていたでしょうか？（客観的事実と通告者の主観的判断は区別できていましたか？） どれだけこの後の対応につながるような情報を得られていますか？

インターカー役の方  
→ この後、この家族が支援につながるためにはどのような情報が引き出せれば良いと思いますか？ また、それはどのように質問すれば引き出せますか？

みなさんに・・・  
→ この後、この家族が支援につながるためにはどのような情報が引き出せれば良いと思いますか？ また、それはどのように質問すれば引き出せますか？

目で見える情報はすでに脳にあるアジェンダに選別されている。

視覚で得る80%の情報はすでに脳にある情報をもとに選別されて得た情報。  
あとの20%が純粋に目で見えて得ている情報

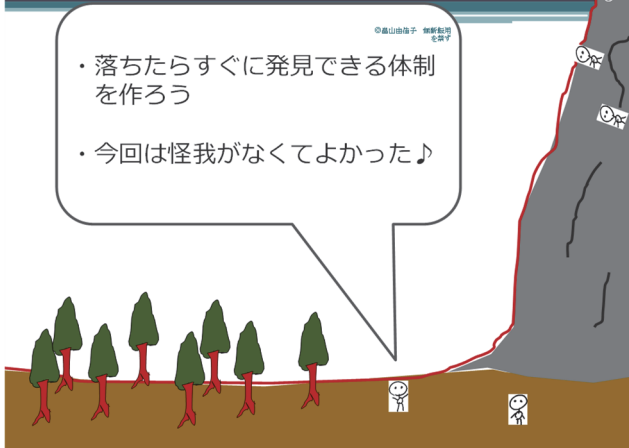


このお母さん大丈夫？



- 事前の判断や価値観などがすでに「何を見るか」を決めている。

- 落ちたらすぐに発見できる体制を作ろう
- 今回は怪我がなくてよかった♪



この事業を通して私たちがこれから考えなくてはならないこと

- 全てのケースに「〇時間以内に対応」と時間をどんどん短くすれば子どもが守れるのか？
- 早期発見を目指したしらみつぶし作戦では、子どもの安全を守ることは無理！
- 家庭という「子どもに対する養育環境」をどのように安全で安心なものにしていくのか？
- パーマネンシー保障は家庭支援から措置解除の先、子どもが成人し、親の世代になるまで続く。

→ この事業はその改革の第一歩！そして通告が支援のきっかけとなっていけばいい・・・

## 付録4 事前研修スライド (PwC 作成分)

資料1

2021年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
課題番号26  
  
通告の一元的運用に関する実証  
  
研修  
  
PwCコンサルティング合同会社  
2021/9/24



## アジェンダ

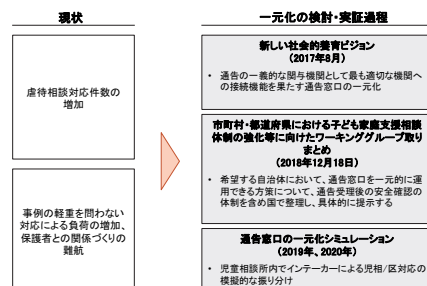
| 時間     | 内容                                                           | 担当者  |
|--------|--------------------------------------------------------------|------|
| 13:30～ | 1. 研修概要                                                      | PwC  |
| 13:03～ | 2. 通告・相談ケースを受け付けることの<br>意味とインターカーの大切な役割<br>—子ども虐待対応は何を目指すのか？ | 畠山先生 |
| 14:45～ | 3. 質疑応答                                                      | 畠山先生 |
| 14:55～ | 4. まとめ                                                       | PwC  |

## 本研修の概要

|      |                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の虐待対応が目指すべき方向性について考えを深めること</li> <li>※なお、合同振り分けで目指す「一元的窓口での振り分け」のその先の「よりよい対応」についてのお話になりますことにご留意ください</li> <li>※合同振り分けの目的や手順については、別途開催する「説明会」にて共有します</li> </ul> |
| 対象者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>合同振り分けに参加する方や、昨年度研修に参加されていない方</li> </ul>                                                                                                                       |
| 研修講師 | <ul style="list-style-type: none"> <li>畠山由佳子先生</li> <li>※事務局：PwCコンサルティング合同会社</li> </ul>                                                                                                               |
| 日時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月24日(金) 13:30-15:00(オンライン開催)</li> </ul>                                                                                                                   |

## (参考)事業の背景

- 要保護児童の通告先は市町村と児童相談所がありますが、社会保障審議会児童部会「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」では「希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する」と示されています。



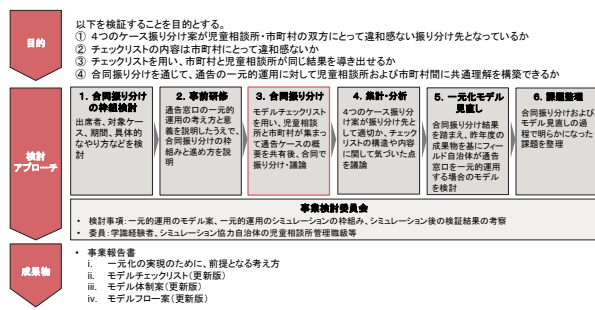
## (参考)事業の経過

- 過去2年間では「通告の一元的運用」が可能かどうかから検討し、モデルを構築しました。
- 令和3年度では、これまでの検討内容が市町村にとっても有意義なものであるかを検証するとともに、児相と市町村間に共通理解を構築できるかどうかを検証します。

|                   | R元年度                                                                                                                                                        | R2年度                                                                                                                                       | R3年度                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 背景                | 要保護児童の通告先は市町村と児童相談所があり、社会保障審議会児童部会「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループとりまとめ」では「希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する」と示されている |                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                      |
| Research Question | <ul style="list-style-type: none"> <li>通告窓口の一元的運用とはどのような形か</li> <li>通告窓口の一元的運用は可能か</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度研究のモデル案(体制、フロー、チェックリスト)が、都道府県においても有効か</li> <li>モデル案の見直し版はどのようなものか</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>4つのケース振り分け案が児童相談所・市町村の双方にとって違和感ない振り分け先となっているか</li> <li>チェックリストの内容は市町村にとって違和感ないか</li> <li>チェックリストを用い、市町村と児童相談所が同じ結果を導き出せるか</li> <li>合同振り分けを通じて、通告の一元的運用に対して児童相談所および市町村間に共通理解を構築できるか</li> </ul> |
| 成果物               | <ul style="list-style-type: none"> <li>モデルチェックリスト</li> <li>モデル体制案</li> <li>モデルフロー案</li> <li>事業報告書</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>前提となる考え方</li> <li>モデルチェックリスト(更新)</li> <li>モデル体制案(更新)</li> <li>モデルフロー案(更新)</li> <li>事業報告書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一元化の実現のために前提となる考え方</li> <li>モデルチェックリスト(更新版)</li> <li>モデル体制案(更新版)</li> <li>モデルフロー案(更新版)</li> <li>事業報告書</li> </ul>                                                                              |
| 実施事項              | <ul style="list-style-type: none"> <li>先行研究調査</li> <li>中核市にアライア</li> <li>通告窓口の一元的運用シミュレーション(1自治体)</li> <li>検討委員会での検討</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>通告の一元的運用シミュレーション(2自治体)</li> <li>検討委員会での検討</li> </ul>                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所および市町村での合同振り分け(2自治体)</li> <li>検討委員会での検討</li> </ul>                                                                                                                                       |
| フィールド             | 【政令市】<br>福岡市子ども総合相談センター<br>&中央区・早良区                                                                                                                         | 【都道府県】<br>千葉県相模児童相談所&柏市<br>京都府家庭支援総合センター<br>&南丹市                                                                                           | 【都道府県】<br>京都府家庭支援総合センター・南丹市<br>千葉県相模児童相談所&柏市                                                                                                                                                                                         |

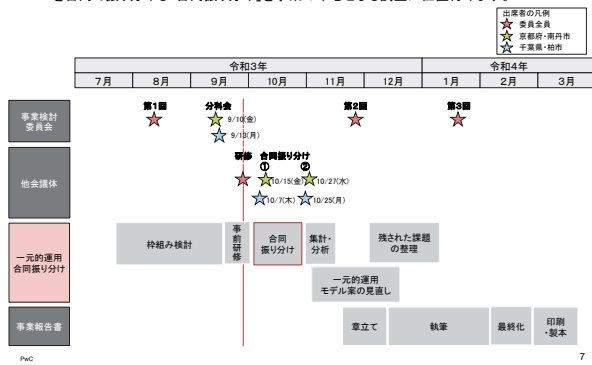
## (参考)事業内容

- 本事業の目的は、これまでの検討内容が市町村にとっても有意義なものであるかを検証するとともに、児相と市町村間に共通理解を構築できるかどうかを検証することにあります。
- 先行研究で作成されたモデルチェックリストを用い、児童相談所と市町村が集まって通告ケースを合同で振り分ける「合同振り分け」を事業の中心となる調査に位置付けます。



## (参考)事業スケジュール

- ・ 先行研究で作成されたモデルチェックリストを用い、児童相談所と市町村が集まって通告ケースを合同で振り分ける「合同振り分け」を事業の中心となる調査に位置付けます。



Thank you

[pwc.com/jp](http://pwc.com/jp)

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
通告の一元的運用に関する実証的調査研究  
事業報告書

発 行 日：令和４年３月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社